

桑原地区まちづくり計画（第2次）

An aerial photograph of a densely populated urban area, likely a city in Japan. The foreground shows a mix of residential buildings, some larger commercial or institutional structures, and green spaces. The middle ground is filled with a vast expanse of residential housing. In the background, there are rolling hills and mountains under a clear blue sky. The overall scene depicts a well-developed urban environment.

令和3年5月12日

桑原地区まちづくり協議会

— 目次 —

1. はじめに	2
2. まちづくりの理念	3
3. まちづくりの6本柱と重点目標	4
4. 重点目標別の主な取組	5
I 安らぎのあるまちづくり	6
II 思いやりのあるまちづくり	9
III 親しみのあるまちづくり	12
IV 喜びのあるまちづくり	15
V 誇りのあるまちづくり	18
VI 生きがいのあるまちづくり	21

5. 持続可能な地域づくり「SDGs」	24
6. くわばら まちづくり宣言	25
～資料編～	
7. 桑原地区年表	27
8. まちづくり協議会10年の歩み	28
9. 桑原地区わがまち自慢	31
10. マスコットキャラクター「くまばらさん」	33
11. 桑原地区マップ	34
12. アンケート調査結果	36
13. まちづくり協議会規約・施行細則	47

1. はじめに



私たちが住む桑原地区は、市の東部に位置し、東に淡路ヶ峠（あわじがとうと読む）を望み、北は石手川に沿い、小学校三校、中学校・高等学校各一校、大学は短大を含め三大学が立地し、社寺や史跡など歴史・文化資源が数多く点在する、文教の薫り高い地区です。また、自然に恵まれ松山市中心部にも比較的近いことから、昭和40年代後半から急速に宅地化が進み、その結果、旧桑原村8町（東野・正円寺・樽味・桑原・三町・畑寺・松末・東本）

だったものが、現在では3倍近い22の町内会が存在し、人口約26,000人、世帯数約12,000世帯が暮らしています。

しかし、一方において、社会の成熟化に伴い、少子高齢化と人口減少が急速に進んでおり、担い手不足、高齢者の生活支援、防災対策など、様々な課題が生じています。また、住民の価値観やそこから派生する生活様式も大きく変化してきており、共働き世帯や高齢者世帯、単身者世帯が増加し、住民同士のつながりが希薄化し、地域活動に対する無関心層が拡大しつつあります。

地区における住民のつながりは、運動会や夏祭り、秋祭りや文化祭などに関わる、町内会や公民館、また、PTAや婦人会、愛護班や小中学校のおやじの会、獅子舞の保存会、さらに、近年では、学生や青壮年、女性の力に支えられ、何とか維持されています。

こうした地域コミュニティは、主体となる担い手が不在では現実には動いていきません。様々な担い手が継続的に確保できることが重要であり、無関心層の拡大は人材を育成する地域の土壌がなくなることが懸念され、活動の低下や、ひいては地域コミュニティの崩壊という大きな問題も内在しています。

まちづくり協議会の活動は、地域の様々な団体や組織をつなげ、協力し合って、自分たちのまちを暮らしやすく良いものにしていこうというものです。

桑原地区まちづくり協議会は、「私たちのまちは、私たちの手で創り、守り、育てよう」を合言葉に、誰もが住んでみたい桑原を作ろうと、平成21年5月、まちづくり協議会を立ち上げ、地区内の各種団体が連携しながら、10年の長期計画（桑原まちづくり計画）に沿った活動に取り組んでいます。

このたび、活動の基となる桑原まちづくり計画が、作成から10年の区切りを迎えるため、これまでの活動を振り返り、よりよい将来のまちづくりにつながる計画となるよう見直しを行いました。

今後のまちづくりの基本方針となる第2次まちづくり計画は、10年先の桑原地区の理想の姿を描き、その実現に向けた取組をまとめたもので、住民の皆さんの意向を反映できるよう、令和2年10月～11月に行ったアンケート調査結果等を参考に素案を作り、さらに計画策定委員会や役員会で協議を重ねたものです。

桑原に暮らす人たちが、まちに興味や関心、さらには愛着・誇りを持ち、積極的に自らまちづくりに参加している姿は、理想のくわばら、の姿であり、そうした活力あるまちづくりを目指して、協議会の活動を、行政と連携・協働して進めていきます。

桑原地区まちづくり協議会会長

江戸 通敏

2. まちづくりの理念

まちづくりの理念

安心して暮らせるまち

明るく楽しいまち

生きがいのあるまち

(1) 総務企画部

(2) 活性振興部

(3) 情報発信部

(4) 安全安心部

(5) 保健福祉部

(6) 環境開発部

(7) 教養文化部

(8) 体育活動部

(9) 学校支援部

安らぎのあるまちづくり

思いやりのあるまちづくり

親しみのあるまちづくり

喜びのあるまちづくり

誇りのあるまちづくり

生きがいのあるまちづくり

理想のくわばら

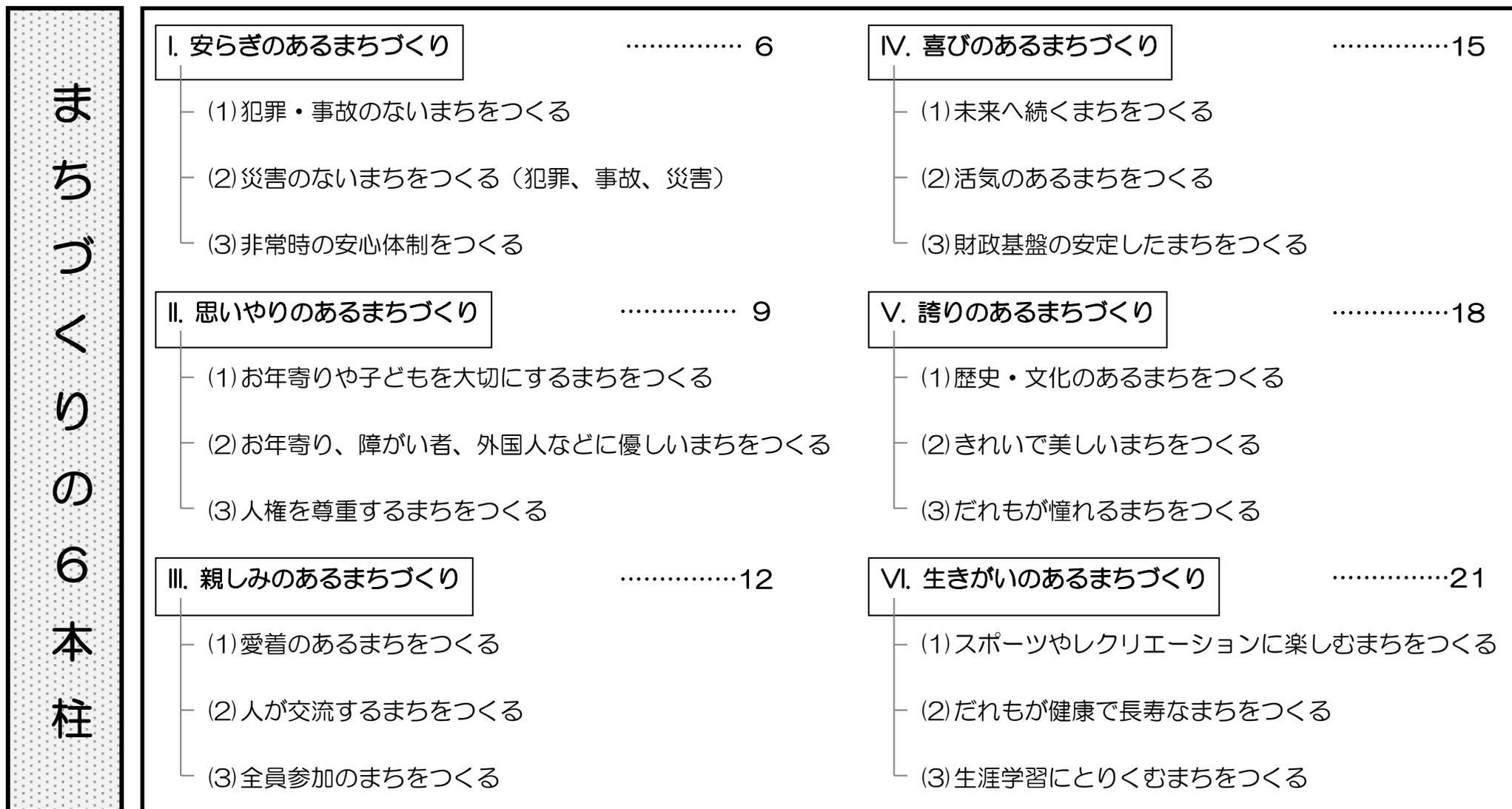
(ロ)言葉

私たちのまちは

私たちの手で創り、守り、育てよう

3. まちづくりの6本柱と重点目標

桑原地区では、まちづくりの理念に「安心して暮らせるまち」「明るく楽しいまち」「生きがいのあるまち」を掲げています。それぞれの理念に基づき、理想のくわばらを実現するため、私たちは、安らぎのあるまちづくり、思いやりのあるまちづくり、親しみのあるまちづくり、喜びのあるまちづくり、誇りのあるまちづくり、生きがいのあるまちづくり、という6本の柱と柱を支える18の重点目標を設けました。



4. 重点目標別の主な取組

まちづくりの6本柱を支える18の重点目標は前頁に示したとおりですが、さらに、この重点目標を達成するために、住民が一体となって取り組むべき54の「主な取組」を以下に掲げています。

また、それぞれの「主な取組」には、具体的な事業を示して、まちづくり協議会の加盟団体や各専門部、一人一人の住民が力を合わせて行う予定の活動内容を記載しています。これら目標別に体系化されたまちづくり計画は、理想のくわばらを実現するための針路とでも言うべき、まちづくりの総合計画であり、桑原地区の住民全員で目指す共通の目標でもあります。

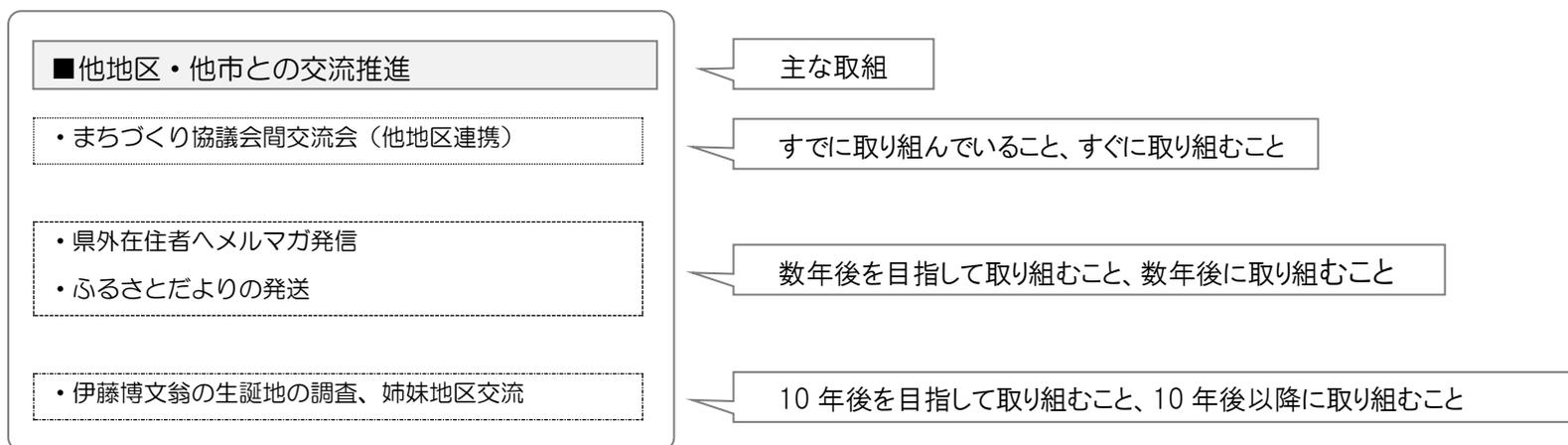
各事業の中には、すでに取り組んでいる事業や「いつか取り組みたい」という未来に託す事業まで、様々な事業が挙がっていますが、これらは10年間の活動実績や新たに行った住民アンケートの結果を踏まえ、役員会、検討会で協議を行い提案されたもので、今後は、これらの事業を加盟団体や各専門部で連携・協力して、役割分担しながら取り組んでいく予定です。

「重点目標別の主な取組」の見方

「■他地区・他市との交流推進」のように■で表わしているのは、「主な取組」ですが、「主な取組」の下に位置づけられている事業は、それぞれ四角い囲みの線種によって取り組み時期が分類されています。

分類は「すでに取り組んでいること、すぐに取り組むこと」、「数年後を目指して取り組むこと、数年後に取り組むこと」、「10年後を目指して取り組むこと、10年後以降に取り組むこと」の三つの分類となっており、これら短中長期の事業で「主な取組」は構成されています。

【凡例】



犯罪・事故のないまちをつくる

犯罪や事故のない「くわばら」にするため、関係機関・団体と連携して、防犯・交通安全活動を実施するとともに、特に被害者になりやすい子どもや高齢者に対する啓発活動に取り組めます。

主 な 取 組

■防犯活動の推進

- あいさつ運動
- 児童、生徒への声かけ運動（見守り運動）
 集団下校見守り隊
- 校区内まもるくんの家訪問
- 夏祭りパトロール
- 桑原中学校体育大会警備
- 防犯パトロール
 年末防犯パトロール
 青色防犯パトロール
- 防犯灯の設置、維持
- 防犯広報回覧、配布 • 警察との連携（交番連絡会）

- 防犯教室の開催
- 不審者情報、犯罪発生状況等の情報共有（マップ情報等）

- 交番の誘致

■交通安全運動の推進

- 児童通学時の旗当番
- 集団下校見守り隊
- 通学路危険箇所点検
- ストップマークの点検
- カーブミラーの設置、維持

- 信号機、停止線、横断歩道の確認と見直し
- 事故発生状況等の情報提供（マップ情報等）
- 交通安全指導教室の開催（子ども、高齢者）

■危険地域での事故防止

- ため池等への「危険」旗の掲示

災害のないまちをつくる

地震や台風などによる被害を最小限にするため、日頃から住民同士の交流を大切にするとともに、関係機関・団体と連携して、危険箇所の把握を行うほか、防災教育、防災訓練を実施します。

主 な 取 組

■防災（防火含む）活動の推進

- ・自主防災訓練
- ・防火・予防意識の啓発
- ・防災教育
 - 防火学習会、防災キャンプ、普通救命講習会
- ・火災・災害時の消火・救助活動
- ・防災士会加入促進
- ・防災グッズ受託販売
- ・あいさつ運動（隣近所と知り合いになる）
- ・年末夜警、操法大会、出初式への参加
- ・消防分団員の加入促進
- ・独居高齢者の訪問 ・福祉マップの配付

- ・災害危険箇所調査（ため池・河川・土砂崩れ・家屋）
- ・危険箇所マップ、避難ルート図の作成と周知
- ・高齢者のみの家庭に対する火災報知機取付支援（希望家庭）
- ・高齢者の居住状況の把握



↑小学生が作った危険箇所マップ

非常時の安心体制をつくる(犯罪、事故、災害)

災害予防に努めるだけでなく、万が一犯罪や事故、災害などが起こった際には、災害弱者となるお年寄りや障がい者を地域全体で支援するほか、消防局と連携して被害情報の把握と提供を行います。また、避難所運営等の協力を行います。

主

な

取

組

■緊急情報の把握と提供

- ・緊急時連絡網の策定
- ・緊急時対応研修の実施

- ・被害情報、家族安否情報のホームページ掲載

■避難時の備え

- ・家庭内の避難場所の取り決め
- ・備蓄対策（家庭）
- ・備蓄対策（地域）
食料品・工具・医薬品・寝具・避難グッズ
- ・避難所運営のシミュレーション
体育館内の割り振り等

- ・一時避難場所の拡充
- ・避難場所の指定、周知、設置

■助け合いの体制づくり

- ・消防団・女性防火クラブ活動の充実
- ・自主防災会活動の充実
- ・幼年消防クラブの結成

- ・自主防災組織地域リーダー養成事業（出前授業）
- ・自主防災組織の防災用品の拡充
- ・ご近所助け合いグループの構築
連絡先・避難場所取り決め
- ・大学生ボランティア登録制度（大学連携）創設

お年寄り、障がい者、外国人などに優しいまちをつくる

一人暮らしのお年寄りや心身に障がいのある人たちが、心配や不自由なく地域で暮らせるよう施設のバリアフリー化に取り組んだり、相談窓口を開設したりします。また、ボランティアを募って、関係団体などとのネットワーク化を進めます。

主

な

取

組

■お年寄りへの手助け

- ・認知症サポーター養成講座
- ・高齢者定期訪問
民間企業との連携も含む
- ・一人暮らし高齢者給食サービス

- ・一人暮らし高齢者サポーター
ごみ捨ての手伝い、買い物、清掃、庭木剪定など
- ・高齢者御用承り所開設

■障がい者への理解と交流促進

- ・各種行事への招待
- ・認知症サポーター養成講座

- ・交流ピクニック

■バリアフリーの推進

- ・親子バリアフリー教室
- ・イベント等へのバリアフリー配慮
- ・公的施設のバリア調査と改善要求

■外国人への配慮

- ・外国語表記の推進
地域イベントと公共施設
- ・異文化交流（留学生等）

■総合的な相談窓口の開設

- ・まちづくり協議会と包括支援センターの相互連携
- ・困りごと悩み事相談（つなぎ機能として）
- ・井戸端相談会（話の聞き役となって）

■ボランティア登録、関係団体とのネットワーク化

- ・東雲女子大学ボランティアセンターとの連携
- ・福祉ボランティア
- ・災害時ボランティア
- ・各種ボランティアのネットワーク会議設置

人権を尊重するまちをつくる

住民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しあうまちづくりを行います。また、「男だから、女だから」ではなく、住民一人ひとりの個性と能力を活かして、活躍できる体制づくりを行います。また、方針決定や意思決定の際には、男女が半数ずつ参加ように努力します。

主

な

取

組

■人権の尊重

- ・人権教育の推進
ミ二集会、道徳教室、学習会（分館等）
- ・松山市人権啓発推進員の普及
- ・校区别人権・同和教育運営委員会の開催

■男女共同参画への意識改革

- ・男女共同参画学習会の開催
- ・イクメン（育児男子）、カジダン（家事男子）教室の開催、ネットワークづくり

■女性参加の促進

- ・まちづくり協議会役員における女性の登用
- ・くわばらジェンヌ（女性交流会）開催
- ・審議会等での女性役員の増員
- ・各種団体における女性役員の増員など
女性参加の人数割り当て
- ・人材啓発・教育の推進

愛着のあるまちをつくる

住民の誰もが「くわばら」に愛着を持ち、「くわばらに生まれてきてよかった」、「くわばらに育ってよかった」、「くわばらに住んで良かった」、「くわばらに引っ越して良かった」と思えるよう、地域の資源、地域の魅力をあらゆる手段で情報発信するとともに、地域住民のつながりを強化する事業に取り組みます。

主 な 取 組

■地域情報の共有

- 広報誌の発行
まちづくり通信、ミニ通信、コミュニティだより、公民館報など
- ホームページやブログの運営
写真、動画書庫
桑原名物（ヒト、モノ）紹介
マップ（文化財、ショップ、偉人、名所）
- フォトコンテスト、作品展示
- 行政情報、各種団体からの情報提供
- 各種情報の回覧、配付
- キャラクター（くまばらさんなど）による広報

- 年中行事の分館掲示
- 広報用掲示板の設置（設置場所の工夫）
- 今月の行事（加盟団体等の行事も掲載）のお知らせ
- イベント告知、地域お得情報、ローカルニュース

■定住の促進

- 「好きでくわばら」運動の推進
- ふるさとだよりの発送

■家族のつながりの強化

- お盆、正月帰って来い運動
- 小中学生の三世交流キャンプ（校庭キャンプなど）
- 大家族表彰、顕彰
- 「家族でお風呂、家族で食事」啓発活動



画像左：桑原地区まちづくり協議会 公式ホームページ
画像右：桑原地区まちづくり協議会 ブログ「くまばらさんブログ」

人が交流するまちをつくる

地域住人同士や地区内の団体・組織間の交流を活発にし、お互いが声を掛け合えるまちづくりを推進します。また、転入者や留学生にとっても住みやすく、あたたかいまちづくりを進めます。

主	な	取	組
<p>■人との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・懇親会(花見、月見) ・愛大農学部・東雲大の新生・留学生との交流 国際交流(留学生交流・料理教室…食文化交流) ・サマーカーニバル in 桑原 <p>・愛大農学部・東雲大の新生・留学生との交流 語学講座(留学生母国語講座・日常会話教室)</p> <p>・SNS(*)を利用した「桑原地区まちづくり協議会」の コミュニティの立ち上げ</p> <p>・まちづくり通信、ホームページでの交流 読者投稿(他県在住者からも)</p> <p>ようこそくわばらへ(赤ちゃん、転入者紹介)</p>	<p>■団体・組織間の交流推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体紹介、地域組織代表者名簿の公表 	<p>■他地区・他市との交流推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会間交流会(他地区連携) <p>・県外在住者へメルマガ発信</p> <p>・ふるさとだよりの発送</p> <p>・伊藤博文翁の生誕地の調査、姉妹地区交流</p>	

(*)SNS とは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略。インターネット上で社会的ネットワークの構築を支援するサービス。

全員参加のまちをつくる

今までは、町内会長や広報委員の兼任・あて職が多く、特定の人材にまちづくりの負担が偏っていました。今後は、「一人一役」を合言葉に役割分担を行い、さまざまな人材が活躍できるまちづくりを進めます。また、地域の情報の共有化を進めます。

主

な

取

組

■人材の発掘

- ・まちづくりに関わる人材発掘、活用、育成
部員の確保
- VI(3) ①「学習機会の提供」との連携による人材育成

- ・住民一人一役

■情報公開の推進

- ・会議録、資料等の公開
- ・会議の傍聴促進
- ・加盟団体の紹介

■住民の意見反映

- ・運営支援委員会の活用
- ・会議全面公開

- ・みんなの掲示板

■町内会加入運動の推進

- ・新入学生オリエンテーション等で町内のルール説明
- ・各事業への積極的参加と交流促進

未来へ続くまちをつくる

桑原地区のまちづくりを総合的にかつ中長期的視点で計画的に実施するため、「桑原地区まちづくり計画」を策定し、また数年ごとに見直しを行いながら、未来へ続くまちづくりを推進します。

主	な	組
<div data-bbox="120 528 741 576"> <p>■まちづくり計画の策定と定期的見直し</p> </div> <div data-bbox="120 603 741 651"> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり計画の策定 </div> <div data-bbox="120 708 741 820"> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり計画の適宜見直し ・まちづくり協議会規約及び細則の適宜見直し </div> <div data-bbox="120 911 741 959"> <p>■共通目標の設定</p> </div> <div data-bbox="120 986 741 1129"> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつや美化運動等の月間目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ○月間、○の日の制定 住民のやる気起こし </div>	<div data-bbox="810 528 1431 576"> <p>■行政と連携したまちづくり</p> </div> <div data-bbox="810 603 1431 659"> <ul style="list-style-type: none"> ・行政連絡局の設置 </div> <div data-bbox="810 699 1431 986"> <ul style="list-style-type: none"> ・公的支援の要請 ・まちづくり実現支援 <ul style="list-style-type: none"> まちづくり計画の実現支援 事務支援 事業への後援 ・行政との協働推進 </div>	<div data-bbox="1496 528 2116 576"> <p>■活動拠点の確保</p> </div> <div data-bbox="1496 603 2116 746"> <ul style="list-style-type: none"> ・独自事務所の運営 ・地域資源活用（各分館、小中高大学校施設、畑寺福祉センター） </div> <div data-bbox="1496 898 2116 994"> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ広場の建設 ・コミュニティレストランの運営 </div>

活気のあるまちをつくる

桑原地区には、様々な産業があり、地域イベントも行われています。経済活動と地域行事を活性化させ、活気のあるまちづくりを推進します。

主

な

取

組

■地域産業の振興

・職場体験協力(中学校連携)

- ・農産品市、朝市
- ・地域産業調査(小学校連携)
- ・農協との連携
- ・地域ポータルサイトの運営

協議会の活動情報や桑原地区の行事、お買得情報など、幅広い情報を発信する。また、バナー広告収入などをまちづくり協議会の活動財源に充てる。

■各種イベント・祭りの活性化

- ・秋祭り、サマーカーニバル in 桑原
- ・地域資源(既存施設等)活用
- ・くわばらフリーマーケット
- ・近隣大学との事業共催
- ・大学行事との連携・協賛
大学生への協力要請(神輿担夫等)

- ・桜祭りの実施
淡路ヶ峠カラオケ大会
大声大会
- ・獅子舞競演大会

- ・劇団を創設し文化祭で披露
- ・地域通貨の発行

■若者が集まるまちをつくる

・大学行事との連携

- ・桑原地区まちづくり大使
大学生に地域の意思決定に参加してもらう

歴史・文化の香るまちをつくる

桑原地区には、370年続く獅子舞やにぎやかな秋祭り、様々な史跡、遺跡、偉人の歴史があり、古くから歴史と文化を育んできました。それらを継承し、未来に伝えるための取組を行います。

主 な 取 組

■ 歴史・文化等の記録、保存

- ・ 史跡保存
- ・ 歴史文化資料の整理、管理
- ・ 桑原郷土史の作成
- ・ 古い写真の収集
- ・ 伝統行事の記録

- ・ 昔の話を聞く会
- ・ 方言の掘り起こし
「だんだん」等、世代間交流

- ・ 淡路ヶ峠に社(または祠)を建立
桑原の繁栄を託す

■ 歴史・文化等の評価と伝承

- ・ 史跡めぐり
- ・ 地区文化祭
- ・ 文化・芸能継承事業支援
- ・ 門松づくり
- ・ 桑原音頭の普及

- ・ へんろ道の道しるべ設置
- ・ へんろ休憩所の設置
- ・ 桑原地区の句碑及び桑原小校歌に出てくる地名巡り
- ・ 桑原地区の発掘調査展示会

■ 淡路ヶ峠の整備・保存

- ・ 桜補植、草刈
- ・ 登山道の維持管理、手すり、階段整備
- ・ 山頂東屋の維持管理
- ・ 登山用道しるべの設置
- ・ マスコミを利用した淡路ヶ峠広報活動
- ・ 登山キャンペーンの実施
- ・ 桜オーナー制度、桜ボランティア制度
- ・ 淡路ヶ峠整備基金の創設
- ・ 淡路ヶ峠登山道路等の整備を市に要望
登山者用駐車場整備を市に要望

きれいで美しいまちをつくる

桑原地区のごみ集積場所は、概ね適切に管理されていますが、中には、特定の人に管理負担が偏っていたり、管理されず放置されたままの場所も多くあります。松山市内で一番美しい地域を目指して、ごみのないまちづくり・花いっぱいのもちづくりを推進します。また、地区をあげて清掃活動を行い、美化活動を通じて、お互いの連携を深めます。

主 な 取 組

■豊かな自然を守る

- ・自然学習会やオリエンテーリングの実施
- ・生物多様性に配慮した自然保存



↑ 淡路ヶ峠登山道の整備と桜植樹の様

■花いっぱい運動の推進

- ・淡路ヶ峠桜補植
- ・花いっぱい運動
苗作り、植栽、花いっぱい協力者表彰
家庭花壇表彰
- ・校区の花普及活動
- ・廃園果樹園に花を植えてもらう

■ゴミの減量とリサイクルの推進

- ・家庭ゴミの減量とリサイクル運動
- ・ポイ捨て防止
- ・廃棄物減量等推進員活動

■清掃美化活動の推進

- ・ごみ集積場所の管理
- ・分別啓発
- ・ごみ出しマナーの向上呼びかけ
- ・市民大清掃への積極参加、下水・道路清掃
- ・河川浄化運動
- ・マイロード(市道里親制度)清掃の推進
- ・公園管理・清掃
- ・へんろ道清掃
- ・イエローチョーク活動(犬のふん処理啓発)

誰もが憧れるまちをつくる

桑原地区には、豊かな歴史と文化がありますが、それらを、松山市内外に広め、誰もが憧れる「桑原地区」を目指します。「くわばらに住んでみたい、住み続けたい」と思えるよう、だれもが誇れるまちづくりを推進します。

主 な 取 組

■くわばらの良さを自分たちで再発見する

- ・V(1) 「歴史・文化の香るまち」との連携
- ・桑原の郷土料理
- ・ふるさと発見ワークショップの実施
- ・桑原史跡めぐり
- ・淡路ヶ峠自然探訪
- ・四季の淡路ヶ峠ハイキング
- ・フォトコンテストを通じた地域再発見
淡路ヶ峠、夜景、景観、歴史・文化

■くわばらのイメージを向上させる

- ・ホームページ等による地域自慢、対外的な情報発信
- ・ポイ捨て、歩きたばこのないまち運動
- ・桑原地区の知名度アップ
- ・淡路ヶ峠登山のPR、来町者を増やす活動
- ・他地区へのイベントなどでの宣伝
- ・各イメージアップ運動の推進
犯罪のないまち
いじめのないまち



↑ 中跡めぐりとまちづくり通信での記



↑ フォトコンテスト作品の展

誰もが健康で長寿なまちをつくる

地域住民の健康保持・増進を図り、子どもからお年寄りまで誰もが健康で明るく生活できるように、生涯を通じたスポーツの振興を図り、健康づくりを推進し、明るい地域社会の実現を目指します

主 な 取 組

■健康保持・増進の機会提供

- ・健康フェスティバル
- ・ナイトウォーキング（見回りを兼ねて）
- ・元気発桑原健康体操（オリジナル体操・音楽）
- ・健康講座
- ・保健所検診の手伝い

■健康保持・増進情報の提供

- ・元気の秘訣紹介（ホームページ、まちづくり通信）
- ・長寿表彰、顕彰
- ・ウォーキング・コースガイドの作成

生涯学習に取り組むまちをつくる

桑原地区では、公民館活動を中心に生涯学習活動が行われています。また、様々な文化・芸術のスクールも開講されています。これからも公民館活動を通じ、住民が感性を活かし、豊かな生活を送れるよう生涯学習に取り組めます。

主 な 取 り 組

■学習機会の提供

- ・公民館活動の充実
 - パソコン教室
 - 各種講演、勉強会
- ・小学生向け講座（校区探訪）
- ・各種学校連携

- ・まちづくりに関わる人材育成

桑原地区史跡めぐりボランティアガイド養成

■趣味のサークル作り

- ・カルチャー教室
- ・サークル活動
- ・桑原の郷土料理

- ・桑原芸術通りの形成（桑原中央通りなどで、イベントの際に絵画等を展示する）

5. 持続可能な地域づくり

皆さんは「SDGs(エス・ティ・ジーズ)」という言葉を知っていますか。

SDGs とは 2015 年の国連サミットで、すべての加盟国が採択した、世界共通で目指す「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)のことを言い、貧困や環境問題のほか、教育や男女の性区分といった課題を広く網羅した 17 の目標で構成されています。

「国連の目標？国が行うことでは？」いえいえ違います。この SDGs は「すべての人が参加する」という考えのもと、地球上の一人一人が協力して取り組む世界共通の目標です。

松山市では 2020 年に国から「SDGs 未来都市」に選ばれたことに伴い、様々な取り組みへの市民参画・連携を呼びかけています。

私たちがまちづくり計画に掲げた重点目標には、SDGs に深くかかわる項目が多数含まれています。桑原地区まちづくり協議会は SDGs の呼びかけに賛同し、まちづくり計画に沿った取り組みを通じ、できることから「持続可能な地域づくり」に協力します。

(参考) 世界で達成すべき17の目標(ゴール)

1. 貧困をなくそう
2. 飢餓をゼロに
3. すべての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに
5. ジェンダー平等を実現しよう
6. 安全な水とトイレを世界中に
7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに
8. 働きがいも経済成長も
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
10. 人や国の不平等をなくそう
11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任 つかう責任
13. 気候変動に具体的な対策を
14. 海の豊かさを守ろう
15. 陸の豊かさも守ろう
16. 平和と公正をすべての人に
17. パートナリーシップで目標を達成しよう

6.

くわばら まちづくり宣言

私たちは、私たちのため、私たちの子どものため、孫のため、郷土の未来のために桑原地区まちづくり協議会の一員として、個々の団体、住民が一体となり、互いに協力しあい、支えあい、分担しあって、まちづくり計画の実現に向け一生懸命取り組みます。

東野上町内会、東野下町内会、東野1丁目町内会、正円寺町内会、樽味町内会、桑原1丁目町内会、桑原2丁目町内会、桑原3丁目町内会、桑原4丁目町内会、桑原5丁目町内会、桑原6丁目町内会、桑原7丁目町内会、桑原連合町内会、畑寺第1区町内会、畑寺第2区町内会、畑寺第3区町内会、畑寺第4区町内会、畑寺第5区町内会、畑寺第6区町内会、畑寺第7区町内会、畑寺第8区町内会、畑寺第9区町内会、畑寺第10区町内会、畑寺第11区町内会、畑寺第12区町内会、畑寺連合町内会、吟松庵町内会、吟松団地自治会、三町町内会、三町愛媛台町内会、三町県営住宅町内会、松末町内会、松末南団地町内会、東本町内会、東本団地町内会、桑原地区広報協議委員会、桑原公民館事業推進委員会、桑原スポーツ協会、桑原地区青少年育成連絡協議会、桑原小学校児童クラブ運営委員会、桑原地区学校支援本部地域教育協議会、桑原地区社会福祉協議会、桑原地区民生児童委員協議会、桑原地区保護司会、桑原地区共同募金会、松山市防犯協会桑原支部、松山東地区防犯協会桑原支部、桑原地区交通安全協会、松山市消防団桑原分団、桑原地区自主防災連合会、桑原地区女性防火クラブ、桑原校区婦人会、桑原地区高齢クラブ連合会、淡路ヶ峠遊歩道整備管理協議会、国立大学法人愛媛大学農学部、松山東雲女子大学、松山東雲短期大学、桑原小学校、桑原小学校PTA、桑原中学校、桑原中学校PTA、桑小おやじの会、桑中おやじの会、桑原まちづくり応援団(順不同)

桑原地区まちづくり計画 資料編

7. 桑原地区年表

明治22年	町村制実施により桑原村となる
明治23年	桑原尋常小学校開校
昭和15年	松山市編入合併
昭和20年	松山大空襲、太平洋戦争終戦
昭和22年	桑原国民学校を桑原小学校と改称
昭和4年	松山農業学校が樽味に移転
昭和25年	桑原公民館設置
昭和28年	樽味分館設置
昭和29年	畑寺分館、三町分館設置
昭和31年	県立松山農科大学が国立に移管され愛媛大学農学部となる
昭和38年	松末分館設置
昭和39年	松山東雲短期大学開学
昭和40年	東本分館設置
昭和41年	正円寺分館設置
昭和43年	東野下分館設置
昭和46年	東野上分館設置
昭和49年	松山市桑原支所完成、桑原公民館本館落成
昭和57年	松山市立北久米小校開校
昭和59年	松山市立桑原中学校開校
昭和61年	松山市立桑原小学校百周年記念式典挙行
平成元年	松山市制施行百周年
平成3年	松山市福音小学校開校
平成4年	松山東雲女子大学開学
平成10年	淡路ヶ峠展望台・遊歩道が整備される
平成19年	桑原地区まちづくり協議会準備会発足
平成21年	桑原地区まちづくり協議会設立

8. まちづくり協議会 10年の歩み

平成20年1月1日 まちづくり通信創刊号発刊

桑原地区まちづくり協議会設立準備会の機関紙「くわばら地区まちづくり通信」として創刊。
松山市からコミュニティ推進地区の指定を受けて、まちづくり協議会の設立準備を始める。

平成22年9月5日 第1回桑原地区フリーマーケット開催

桑原地区まちづくり協議会が取り組んでいる地域活性化事業の一環として、地域住民によるフリーマーケットを桑原中央通りで開催。15のブースによる衣料品、日用雑貨、本、手作り作品、野菜、子どもに人気の駄菓子やヨーヨーつり、そしてバイク・自転車まで多彩な品物が出店された。



平成24年7月14日 第1回松山東雲女子大学・愛大農学部留学生異文化交流料理会開催

(桑原町づくり協議会、松山東雲女子大学・松山東雲短期大学国際交流部、愛大農学部共催)
桑原地区の住民の皆さんと、同地区に暮らす松山東雲女子大学の留学生（中国人、韓国人）と愛大農学部留学生が相互理解と親睦を図るとともに、これからの国際理解教育の一助になることを目的とする。



平成26年7月20日 『桑原まちづくり夢汽航』青少年交流支援事業の開催

青少年と保護者を対象にフェリーを貸切り、瀬戸内の豊かな自然環境を探索し、中島地域の魅力を肌で感じ取るとともに、中島地区まちづくり協議会との交流と親睦を深める。



平成27年10月14日 第1回桑原地区青壮年有志の会開催

秋祭りや地区体育祭や町内行事といった活動に参画している各町内会の団体に声をかけ、桑原地区としての集約を図るとともに、将来を見据えた青壮年の団体とする。現在では、フリーマーケット、淡路ヶ峠展望台清掃、夏祭り交流、10周年記念事業などに参画し活動の幅を広げている。



平成27年11月24日 桑原地区まちづくり協議会学生部が大学サークルとして承認

大学と地域の連携を図りながら、地域力を高める事業等を企画・立案し、相互の関係を深めながら、「まちづくり」に取り組むことで、学生の社会参加、大学の地域貢献を目的とする。



平成29年12月6日 犬のふん害防止「イエローチョーク協力員」活動開始

世帯数の増加に伴って飼育されている犬が増え、道路の植え込みや歩道に放置される犬のふんが増加している傾向にあるため、このふん害を減らす方法として、「※イエローチョーク作戦」が効果を上げていることから、桑原地区でも導入し活動を推進することとした。ふんの周囲を黄色のチョークで囲うことで飼い主に警告する取り組み。 ※京都府宇治市



平成30年3月13日 第1回桑原地区まちづくり協議会女子会(くわばらジェンヌ)開催

まち協としての女子会であり、婦人会とは異なる組織。女性目線での活動を視野に入れた取組を実施している。男性対象の料理教室、災害時避難所でのハグ活用法、エコバックの制作など実践的な取り組みを実施している。



平成30年7月23日～8月27日 でらうま食堂開店(でらうま食堂ミニ)

夏休みのお昼ごはんを一人で食べたり、学校の宿題をしている子どもたちと、みんなで一緒にご飯を食べたり、勉強をしたりする楽しい思い出作りを、スタッフや大学生のお兄さんお姉さんたちと一緒に『でらうま食堂』で体験してみませんか。



令和元年10月27日 桑原地区まちづくり協議会記念大会、記念式典・記念講演の開催

桑原地区まちづくり協議会設立10周年記念大会と、市主催の地域力パワーアップ大会を併せて開催し、記念式典では「まちづくり功労者」表彰、記念講演では「地域に密着した自主防災活動」をテーマに取上げた。その他として、まちづくり10年の歩みや実践事例発表、各種団体によるステージイベントやフードコーナーなど、各種催物を合わせて実践した。

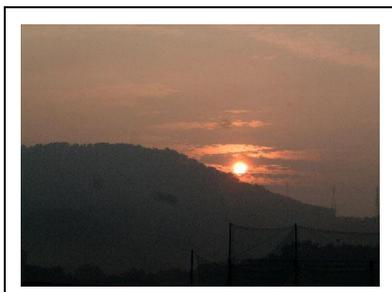


令和2年2月26日 「災害用備蓄物資及び物資収納スペースの管理に関する協定」の締結

桑原地区まちづくり協議会では、災害時に備えて現在の収納スペースでは限界があることから、桑原地区の教育施設・指定避難所である松山東雲女子大学・松山東雲短期大学の協力を得て、災害時に必要な物資及び物資を備蓄する収納スペースの管理に関する協定を締結いたしました。



9. 桑原地区わがまち自慢



【淡路ヶ峠】

桑原地区の東に位置し、標高は 273m。

頂上の展望台からは、東に金比羅街道、石鎚山、南に土佐街道、久万山、南西に大洲街道、伊予地区、瀬戸内海の島々、北に高縄連山、眼下には松山城を中心に松山市内を望むことが出来る。

市街地から見れば、朝日が立ち昇る町「くわばら」の象徴でもある。



【繁多寺】

四国八十八箇所の五十番札所。

東山瑠璃光院繁多寺と呼ばれ、御本尊は薬師如来で、八十八箇所の中の薬師寺の一つである。

孝謙天皇の勅願により、天平勝宝年間(749～756 年)に建立された。

境内の中に鳥居があることでも知られている。

歓喜天堂…商売繁盛、縁結びの信仰があつい。(おしょうてん聖天さん)



【獅子舞】

桑原地区には、東野上、東野下、正円寺、樽味、桑原、畑寺の 6 町が獅子舞の保存活動を行っている。

獅子舞は各町全てで舞や太鼓が異なり、それぞれの町で自分たちの獅子舞として受け継がれている。

毎年 9 月になれば、各地区の公民館で獅子舞の練習が行われ、幼稚園児から大人まで幅広い活動となっており、地域おこしの源ともなっている。



【東山御殿跡】

松山初代藩主松平定行が万治元年(1658年)東野に隠居し千宗庵に命じ「東山御殿跡一庭園」を造営。

御殿跡は、現在愛媛県研修所・農協学園あたりで、琵琶湖に模して池(お山池)が掘られ、四季折々の景色を映えている。また、京都の清水寺を模したお堂もあり、天井に竜の墨絵が描かれている。



【桑原八幡神社】

松山八社八幡の第二神社、寛治2年(1088年)桑原古宮から現在地に移築された。中世河野氏一族の尊信厚く、社殿の修復や寄進をされている。江戸時代松山初代藩主松平定行が東野に隠居されたとき、太鼓や提灯を寄進されるなど、歴史の古いお宮です。昭和46年三島神社が合祀された。秋祭りには各町の大人神輿・子ども神輿が賑やかに宮出し、かきくらべで、多くのお参りの人々の見物で、にぎわっています。



【経石山前方後円墳】

東西48m、前方部巾25m、後円部径22m、高さ5mの大きな古墳で、享和元年(1801年)酉6月吉日と記された家内安全の木札が残っていることから「経石山」と呼ばれた。昭和30年頃までは、松の木が茂り周囲は水田地帯であったが、今は遊園地となり、子どもや高齢者の憩いの場となっている。



【井手若狭守奥城の碑】

今から450年ばかり前(永禄年間)、河野氏の家臣松末美濃守の旗本井手若狭守が、石手川上流から桑原郷に9年余りの年月多くの苦難を経て「市の井手水路」を開き、水不足に困っていた多くの農民を救った功績を讃え神として祭った。明治42年近く須賀神社の境内に移され、旧神社跡にこの碑が建てられている。(桑原保育園南側)



【月の出石】

昔、樽味から東野に通じる道の小川に石橋が架かっていて、馬が橋の上で騒ぐので、この石橋を取替えて素鷲神社に奉置し、その後、この石を拝むと願い事が叶うと言われ、お参りする人々が来るようになりました。雨が降ると石の中央に満月のような模様がくっきりと浮かんで見えます。

10. マスコットキャラクター「くまばらさん」

こんにちは、くまばらです。
まちづくり通信やホームページ
以外に、回覧板やちらしのすみ
っこに登場することが
あるので見つけてね。



桑原地区まちづくり協議会では、「くまばらさん」というオリジナルのマスコットキャラクターを作成し、広報活動などで利用しています。

【名前の由来】

桑原の「く」、まちづくりの「ま」から、「くまばらさん」と命名されました。

【性格】

桑原の魅力を発見し、発信することを使命としています。大変穏やかな性格で、「概ねクマの形をしている」「黄色い服を着ている」「名前が書かれたタスキをかけている」点がポイントです。

また、ファンによって「妻子持ち」という設定が追加されるとともに、桑原小学校で飼われているうさぎをイメージした「ウサヲ」という仲間もいます。



↑ 桑原地区まちづくり協議会オリジナルグッズでの使用例



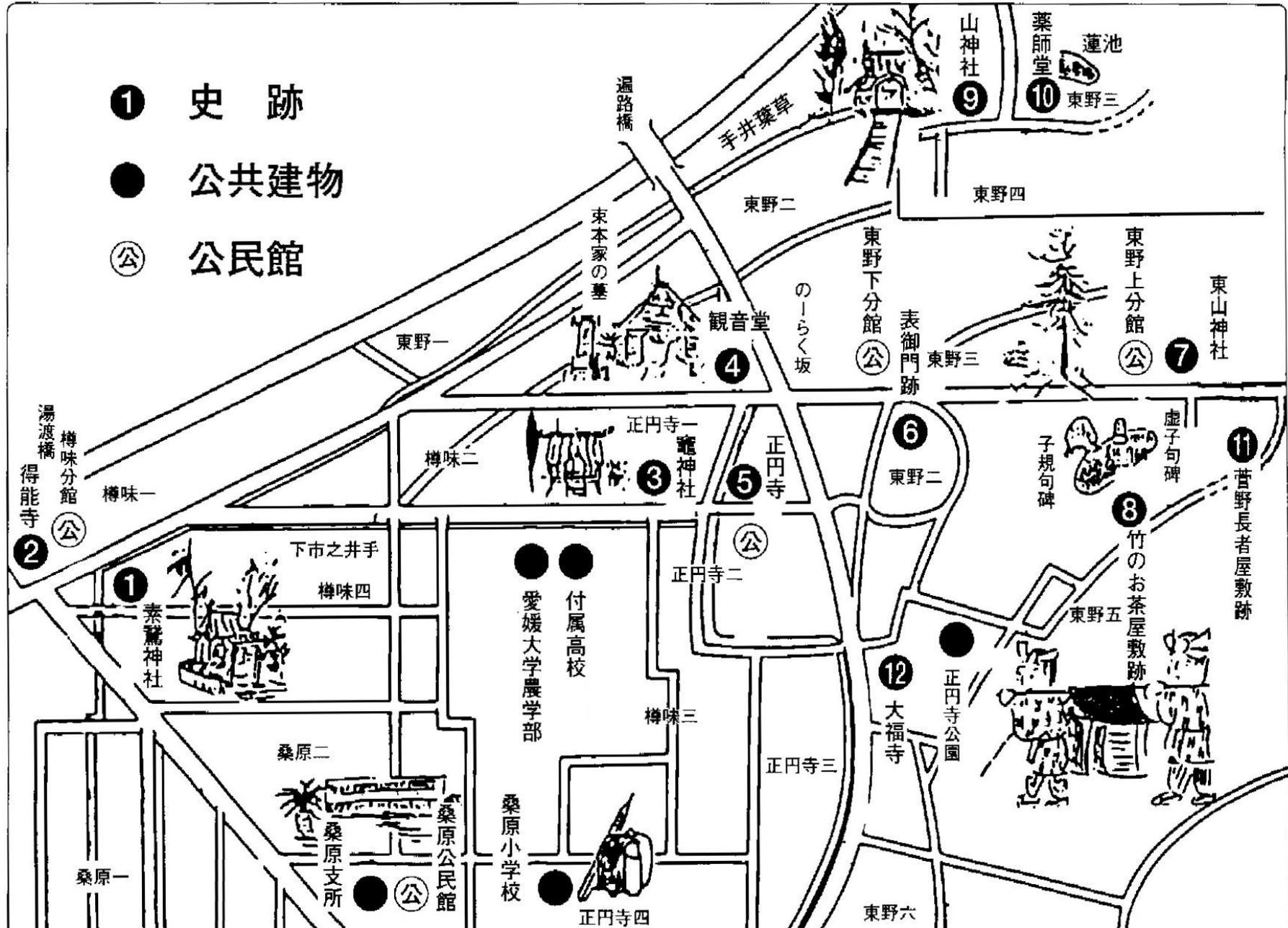
↑ まちづくり通信での四コママンガ

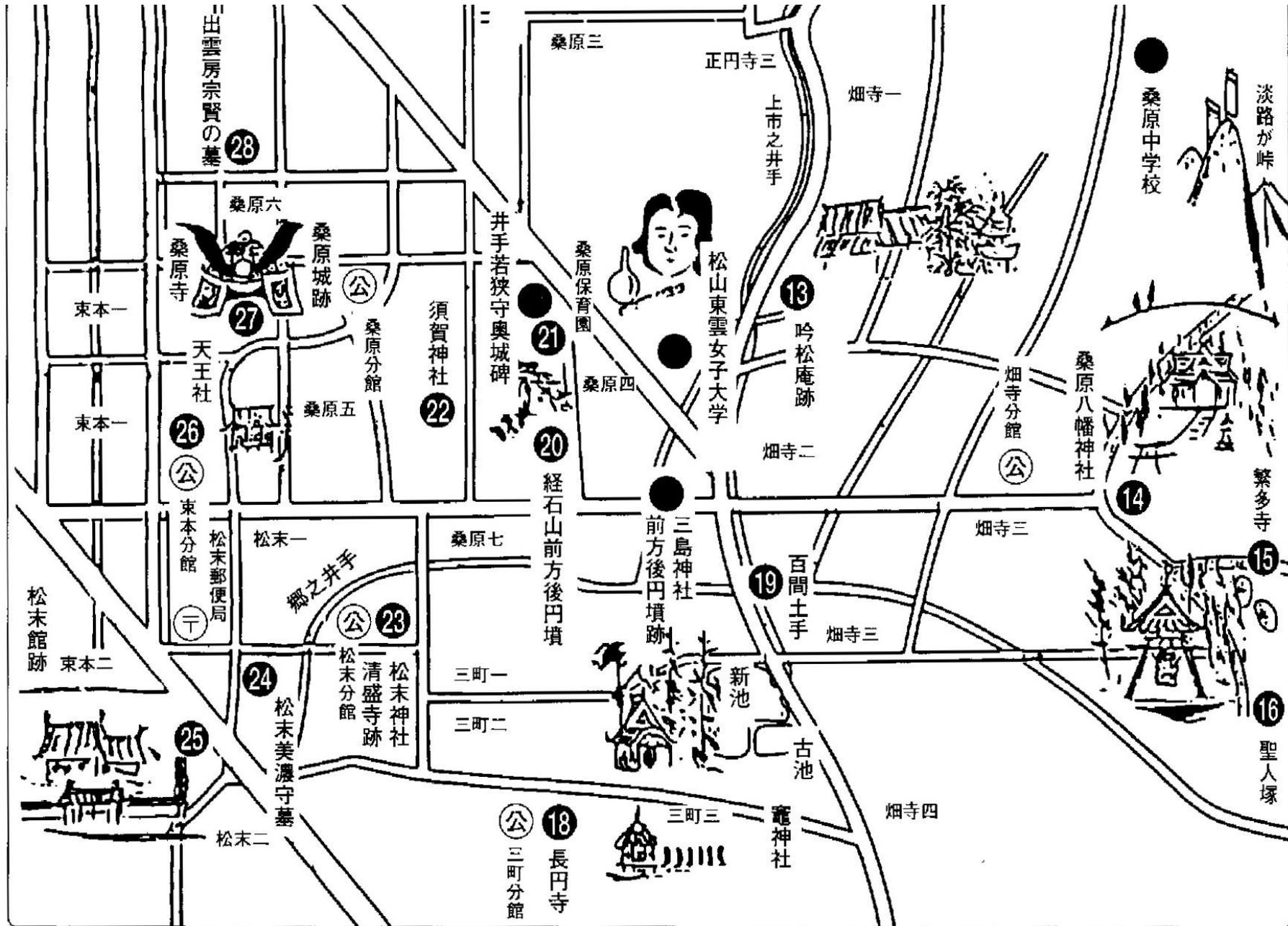
～ くわりん ～



桑原には、くわの葉から生まれた「くわりん」という仲間もいます。このキャラクターは、当時桑原小学校5年生の豊島さんにより作成され、平成21年度から22年度にかけて発行された「学校支援ボランティアだより」の紙面上で活躍し、愛されてきました。廃刊に伴い、くわの葉に帰ってしまいましたが、またどこかで会えるといいですね。

11. 桑原地区マップ





12. アンケート調査結果

桑原地区まちづくり協議会では、第2次まちづくり計画の策定に当たり、桑原地区在住の成人1,000人に対してアンケートを実施（R2.10～11月）しました。結果の概要は次のとおりです。

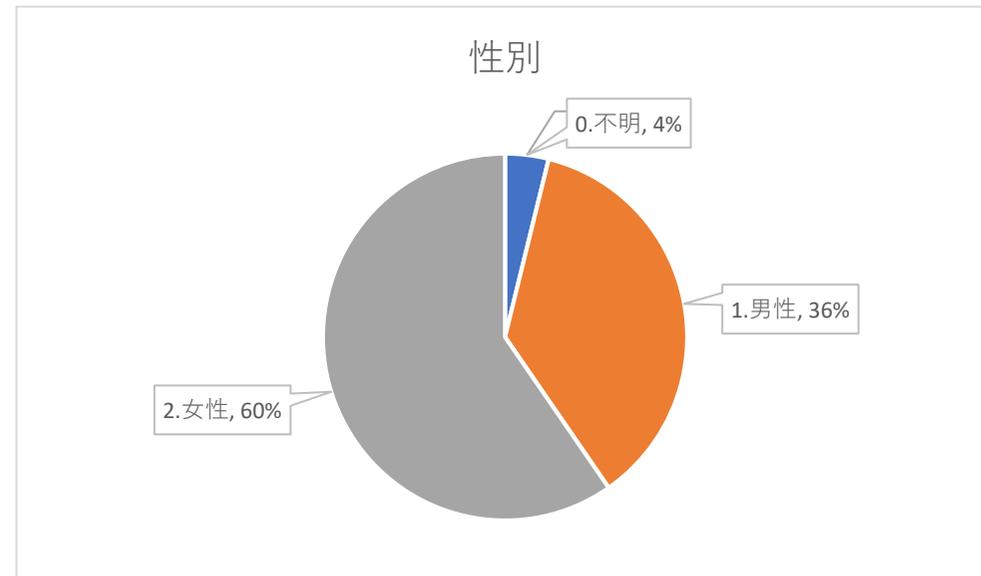
全体の回収率は33.7%で性別の内訳は男性36.5%、女性59.6%でした。世代別では多い順に70代以上28.5%、60代23.7%、40代15.4%、30代12.8%、50代11.6%、20代6.2%となっています。桑原地区への愛着度について聞いたところ、「まあまあ感じる」56.4%、「とても感じる」24.6%の合計で80%以上を占めており、住民の多くが桑原地区に愛着を感じていることが分かります。桑原地区の好きなところや誇りに思うところは？という質問に対しては、「中心市街地に近く交通の便も良い」「スーパー、病院、銀行が近くにたくさんある」「豊かな自然が身近にある」「災害が少ない」「人が優しい」「秋祭りが活発」「治安が良い」などの意見が多くありました。

一方で嫌いなところや直せばいいところは？という質問に対して、「交通渋滞」「道が狭い」「街灯が少ない」「（柄の）悪い人が多い」「交通・ごみ出しルールを守らない」「保守・封建的」「野良犬・猫が多い」「坂道が多い」「（土砂崩れなど）自然災害が心配」などの意見もありました。

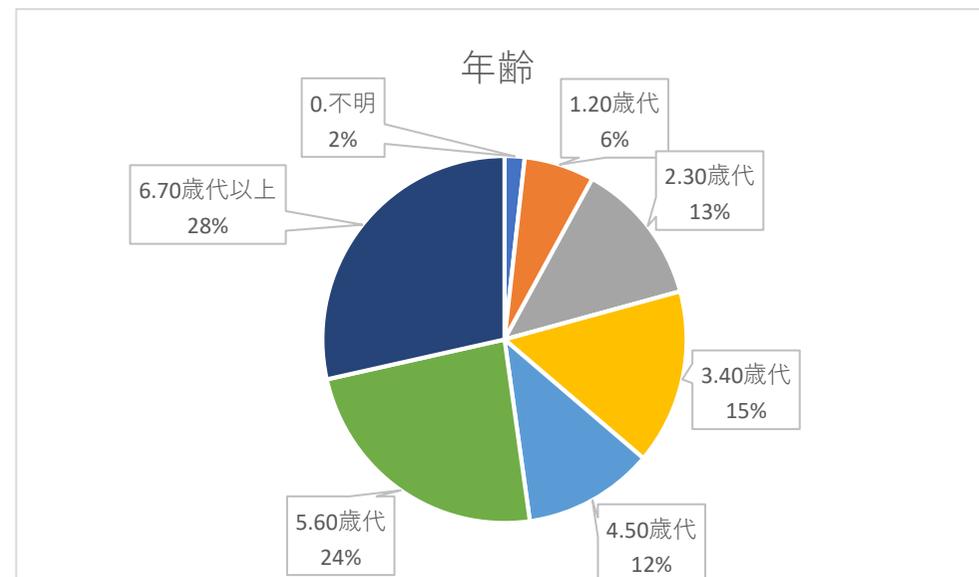
今後のまちづくりで重要なことは？という質問に対しては、多い順に「防犯」「防災」「子ども安全見守り」「道路新設・拡幅」「美化・清掃」「危険箇所把握」「高齢者支援」「住民交流」「交通安全」「公園新設・整備」（以下省略）となっており、地域の安全、安心に対する関心が非常に高いことがうかがえました。

回答者全体の設問別の結果を数字とグラフで表したのが次ページ以降のグラフです。構成比率は前回（平成12年10月実施）の結果と並べて表記しています。（注：%表示は小数点2位を四捨五入、グラフ内の表示とは誤差を生じる場合があります）

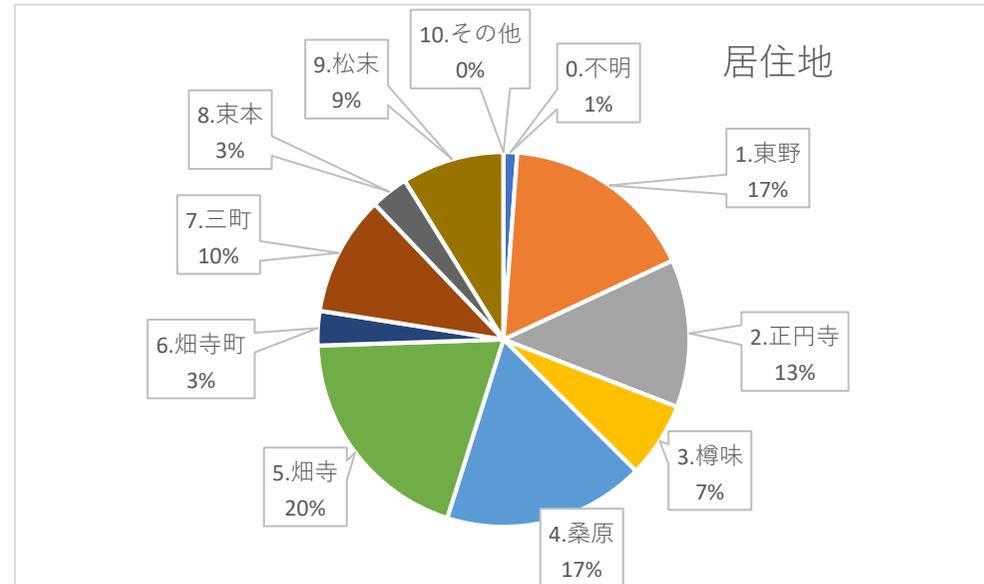
性別	回收数	比率	前回比率
0.不明	13	3.86%	2.09%
1.男性	123	36.50%	34.63%
2.女性	201	59.64%	63.28%



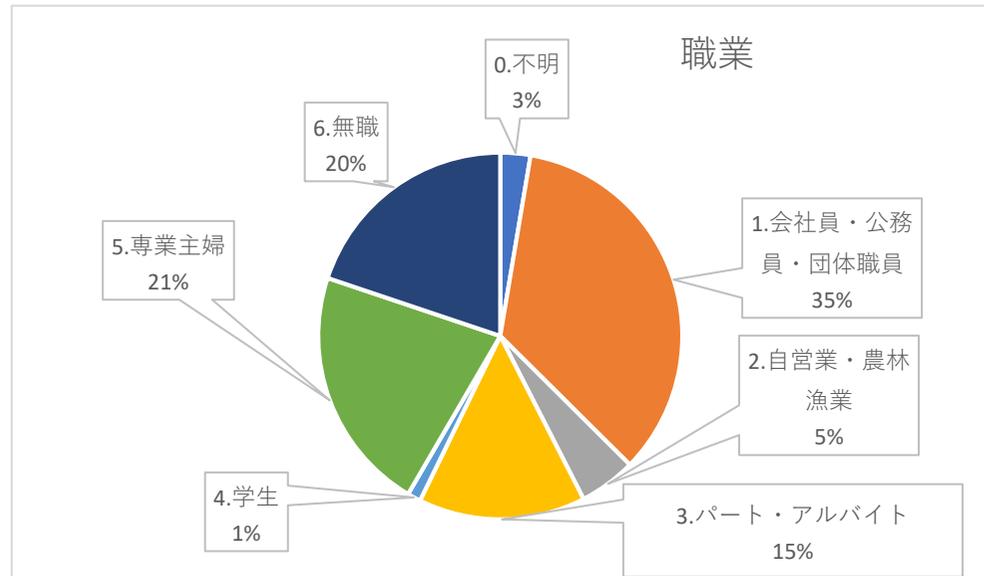
年齡	回收数	比率	前回比率
0.不明	6	1.78%	0.30%
1.20歲代	21	6.23%	10.15%
2.30歲代	43	12.76%	17.31%
3.40歲代	52	15.43%	14.03%
4.50歲代	39	11.57%	14.93%
5.60歲代	80	23.74%	23.58%
6.70歲代以上	96	28.49%	19.70%



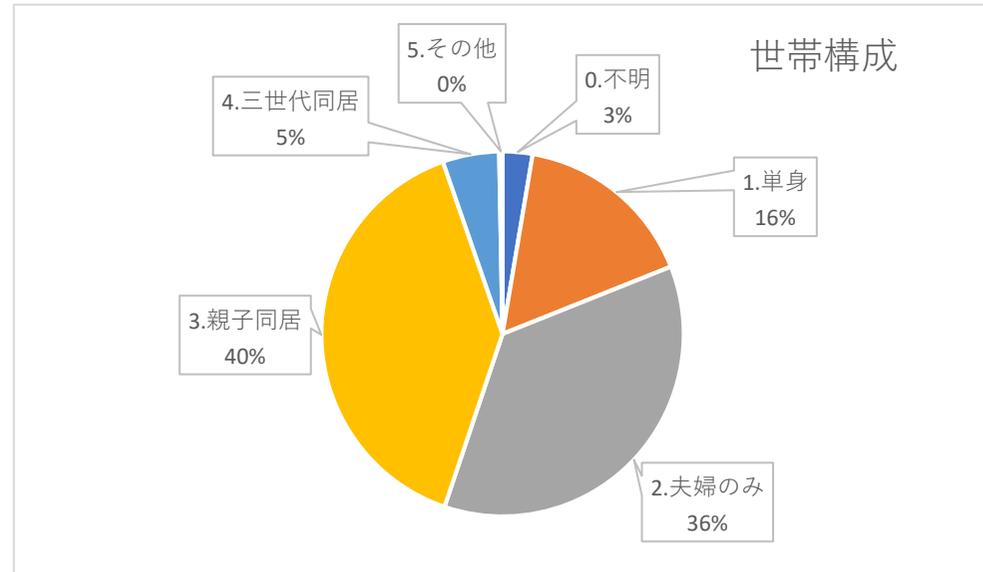
居住地	回収数	比率	前回比率
0.不明	4	1.19%	0.00%
1.東野	57	16.91%	15.52%
2.正円寺	43	12.76%	7.46%
3.樽味	22	6.53%	7.76%
4.桑原	59	17.51%	23.88%
5.畑寺	66	19.58%	20.60%
6.畑寺町	10	2.97%	3.28%
7.三町	35	10.39%	9.25%
8.束本	11	3.26%	4.48%
9.松末	30	8.90%	6.57%
10.その他	0	0.00%	1.19%



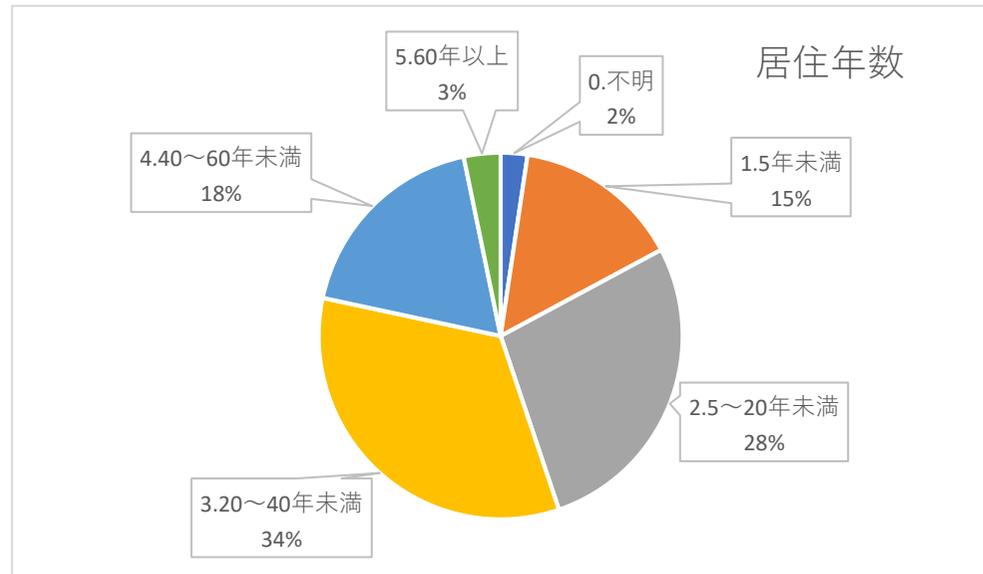
職業	回収数	比率	前回比率
0.不明	9	2.67%	0.90%
1.会社員・公務員・団体職員	117	34.72%	32.54%
2.自営業・農林漁業	17	5.04%	7.16%
3.パート・アルバイト	50	14.84%	14.33%
4.学生	4	1.19%	3.58%
5.専業主婦	73	21.66%	22.69%
6.無職	67	19.88%	18.81%



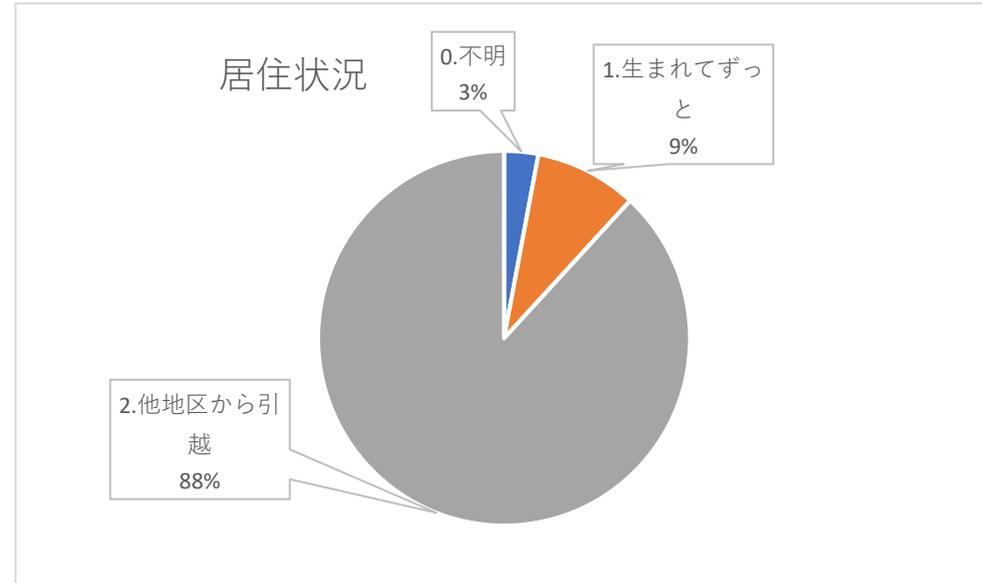
世帯構成	回収数	比率	前回比率
0.不明	9	2.67%	1.19%
1.単身	55	16.32%	10.75%
2.夫婦のみ	122	36.20%	29.25%
3.親子同居	133	39.47%	50.15%
4.三世帯同居	17	5.04%	6.87%
5.その他	1	0.30%	1.79%



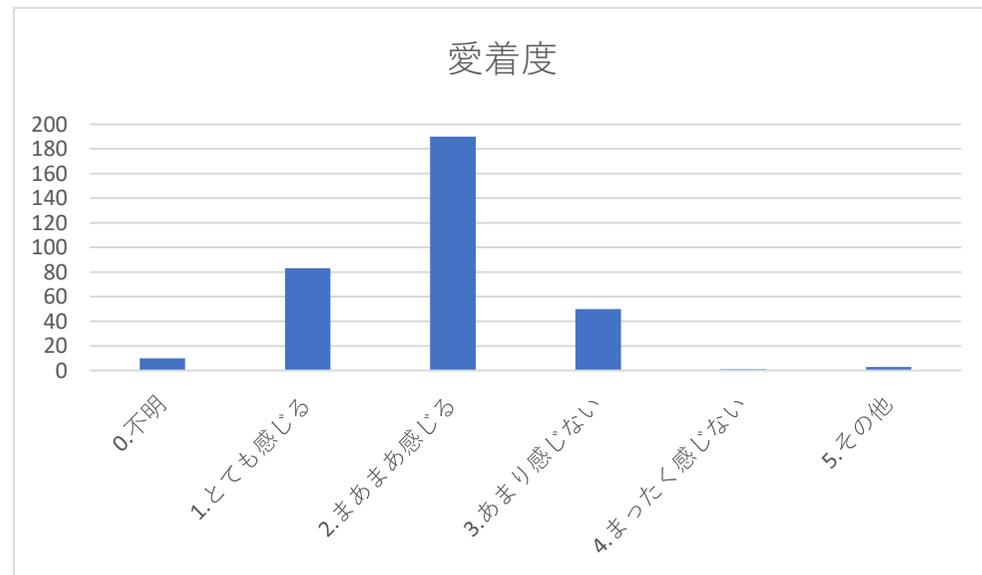
居住年数	回収数	比率	前回比率
0.不明	8	2.37%	4.48%
1.5年未満	50	14.84%	13.43%
2.2.5～20年未満	93	27.60%	29.85%
3.20～40年未満	113	33.53%	40.60%
4.40～60年未満	62	18.40%	9.25%
5.60年以上	11	3.26%	2.39%



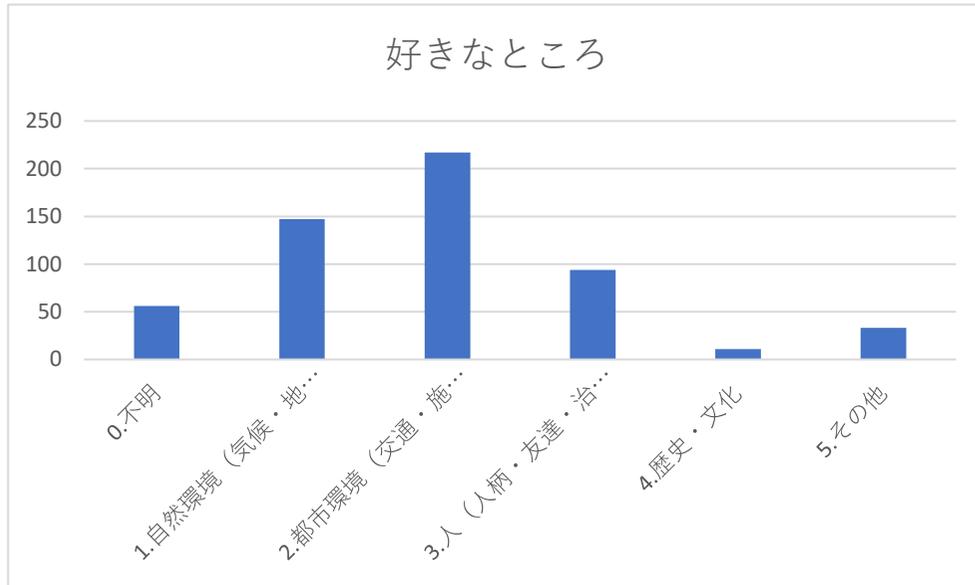
居住状況	回収数	比率	前回比率
0.不明	10	2.97%	未調査
1.生まれてずっと	30	8.90%	未調査
2.他地区から引越	297	88.13%	未調査



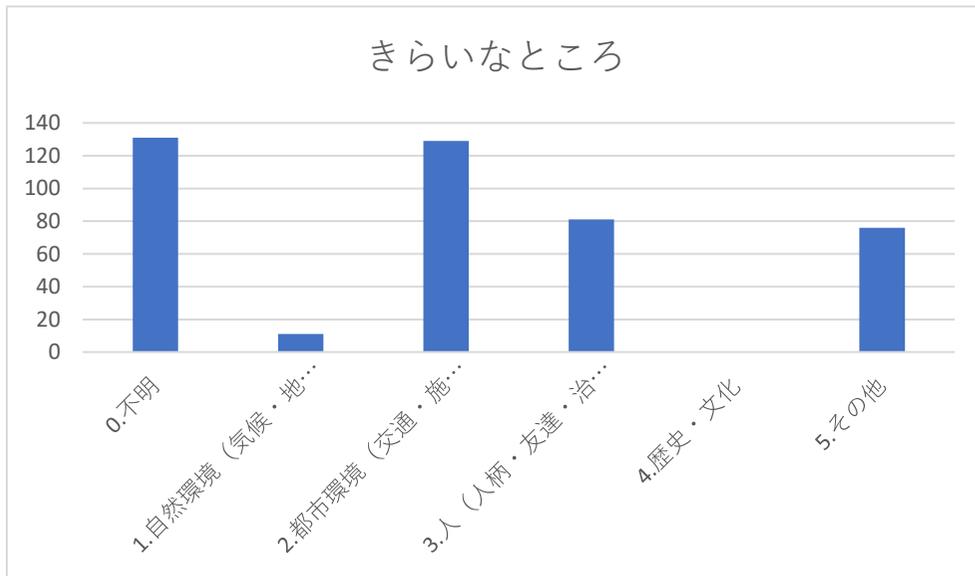
愛着	回収数	比率	前回比率
0.不明	10	2.97%	2.09%
1.とても感じる	83	24.63%	27.46%
2.まあまあ感じる	190	56.38%	56.42%
3.あまり感じない	50	14.84%	10.75%
4.まったく感じない	1	0.30%	2.39%
5.その他	3	0.89%	0.90%



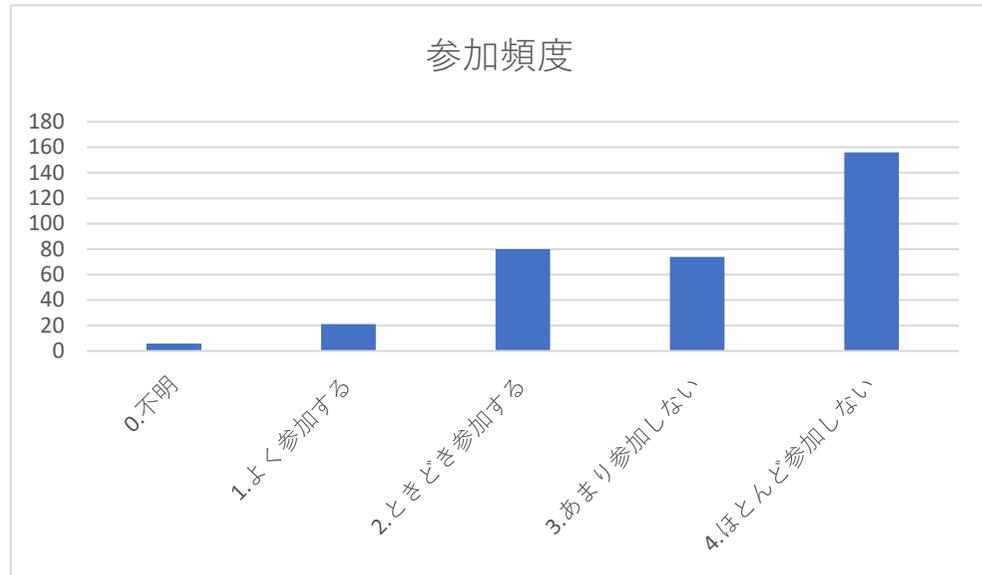
	回収数	比率	前回比率
好きな所 0.不明	56	10.04%	未分類
1.自然環境（気候・地勢等）	147	26.34%	未分類
2.都市環境（交通・施設等）	217	38.89%	未分類
3.人（人柄・友達・治安等）	94	16.85%	未分類
4.歴史・文化	11	1.97%	未分類
5.その他	33	5.91%	未分類



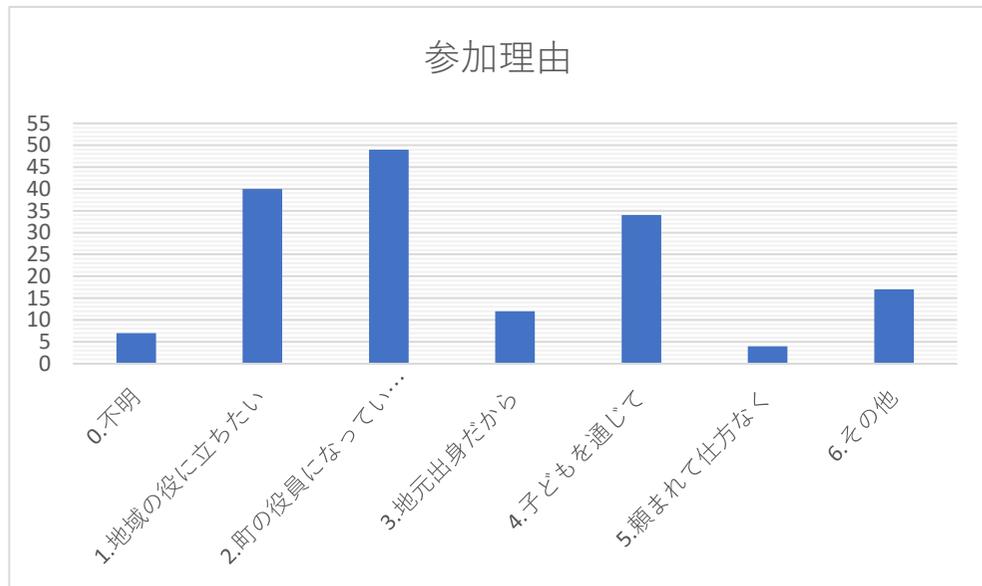
	回収数	比率	前回比率
嫌いな所 0.不明	131	30.61%	未分類
1.自然環境（気候・地勢等）	11	2.57%	未分類
2.都市環境（交通・施設等）	129	30.14%	未分類
3.人（人柄・友達・治安等）	81	18.93%	未分類
4.歴史・文化	0	0.00%	未分類
5.その他	76	17.76%	未分類



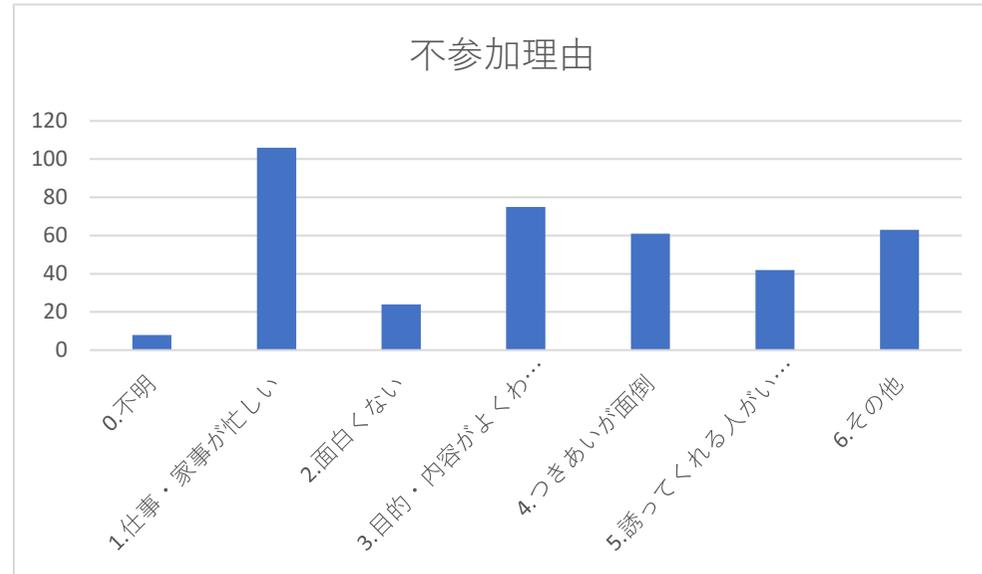
参加頻度	回収数	比率	前回比率
0.不明	6	1.78%	0.90%
1.よく参加する	21	6.23%	8.66%
2.ときどき参加する	80	23.74%	27.16%
3.あまり参加しない	74	21.96%	23.28%
4.ほとんど参加しない	156	46.29%	40.00%



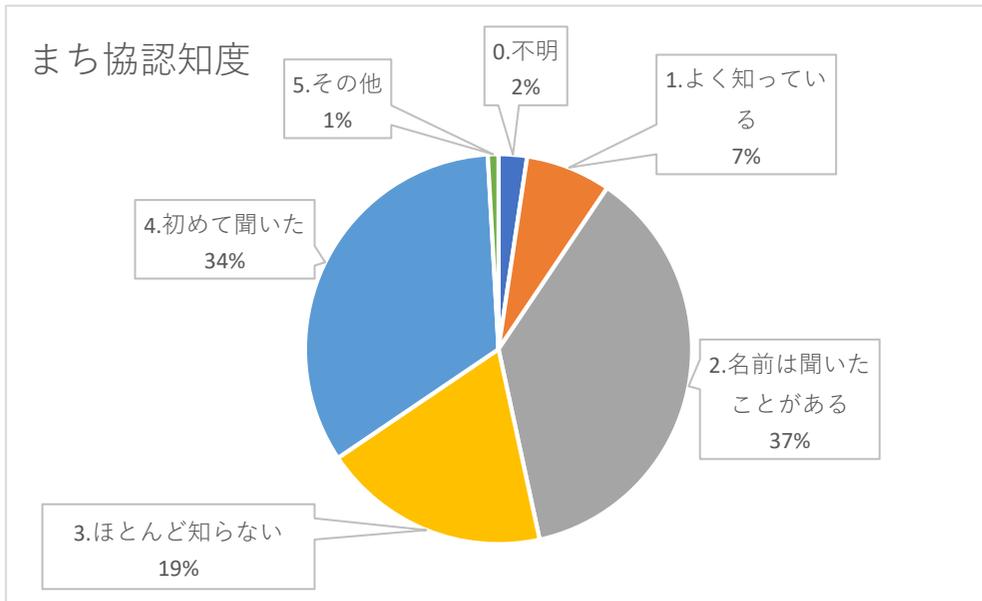
参加理由	回収数	比率	前回比率
0.不明	7	4.29%	0.00%
1.地域の役に立ちたい	40	24.54%	25.52%
2.町の役員になっているから	49	30.06%	39.58%
3.地元出身だから	12	7.36%	13.54%
4.子どもを通じて	34	20.86%	9.90%
5.頼まれて仕方なく	4	2.45%	4.69%
6.その他	17	10.43%	6.77%



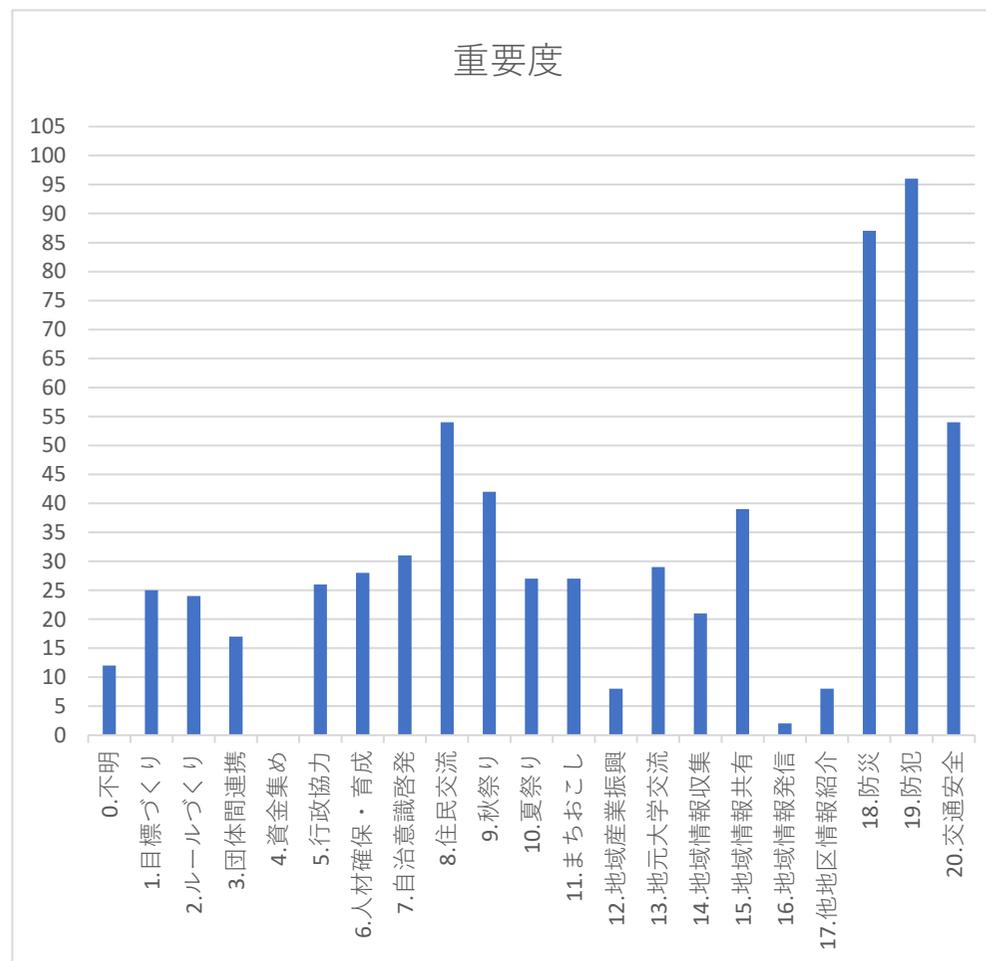
不参加理由	回収数	比率	前回比率
0.不明	8	2.11%	0.00%
1.仕事・家事が忙しい	106	27.97%	34.81%
2.面白くない	24	6.33%	6.19%
3.目的・内容がよくわからない	75	19.79%	18.58%
4.つきあいが面倒	61	16.09%	10.62%
5.誘ってくれる人がいない	42	11.08%	12.98%
6.その他	63	16.62%	16.81%



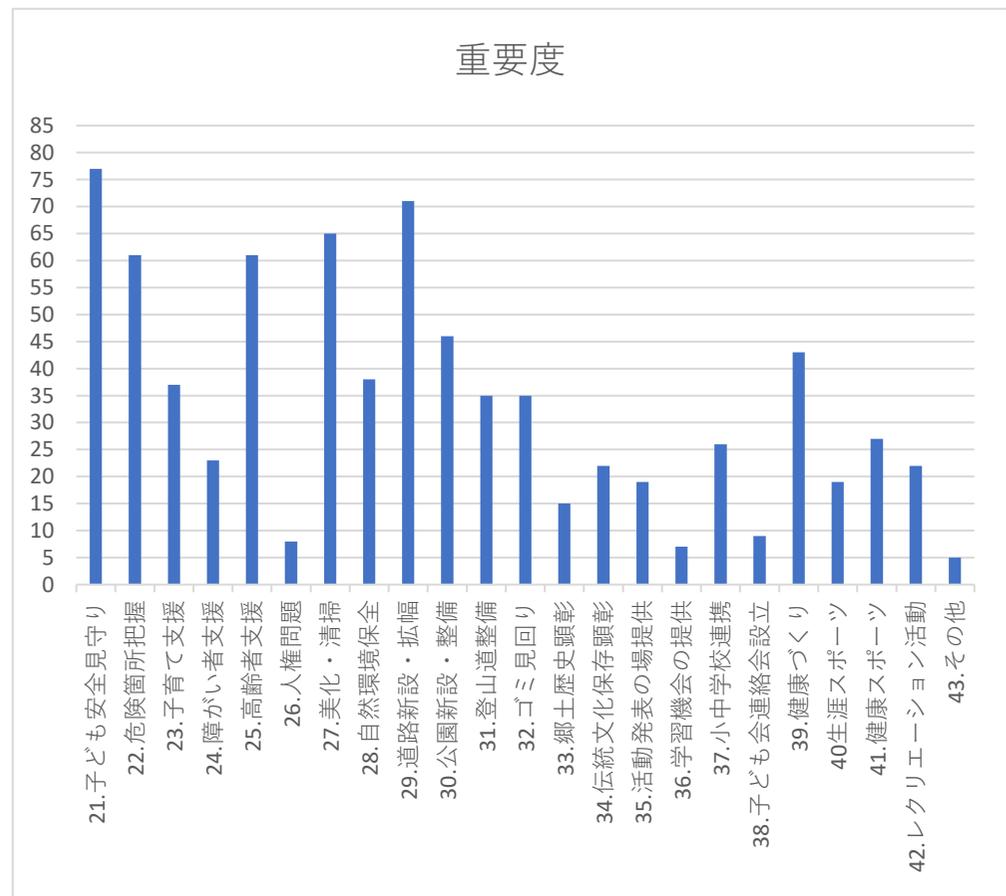
まち協認知度	回収数	比率	前回比率
0.不明	8	2.37%	1.19%
1.よく知っている	24	7.12%	5.37%
2.名前は聞いたことがある	125	37.09%	38.81%
3.ほとんど知らない	64	18.99%	18.81%
4.初めて聞いた	113	33.53%	34.93%
5.その他	3	0.89%	0.90%



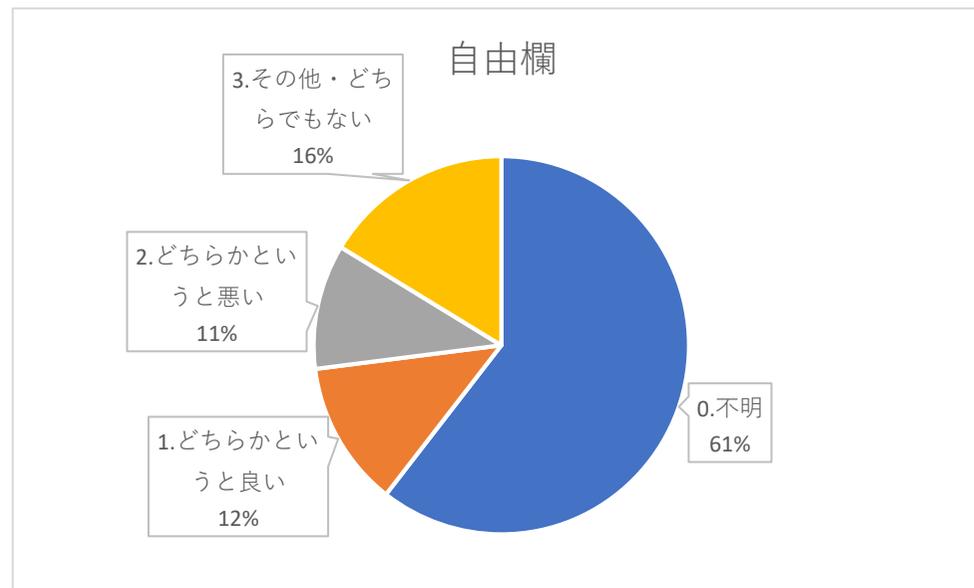
重要度	回収数	比率	前回比率
0.不明	12	0.84%	0.00%
1.目標づくり	25	1.75%	3.23%
2.ルールづくり	24	1.68%	2.49%
3.団体間連携	17	1.19%	1.88%
4.資金集め	0	0.00%	0.81%
5.行政協力	26	1.82%	1.88%
6.人材確保・育成	28	1.96%	2.22%
7.自治意識啓発	31	2.17%	2.29%
8.住民交流	54	3.78%	6.25%
9.秋祭り	42	2.94%	2.29%
10.夏祭り	27	1.89%	1.08%
11.まちおこし	27	1.89%	1.88%
12.地域産業振興	8	0.56%	0.94%
13.地元大学交流	29	2.03%	1.55%
14.地域情報収集	21	1.47%	0.94%
15.地域情報共有	39	2.73%	2.15%
16.地域情報発信	2	0.14%	0.20%
17.他地区情報紹介	8	0.56%	0.40%
18.防災	87	6.09%	4.57%
19.防犯	96	6.72%	7.46%
20.交通安全	54	3.78%	3.30%



21.子ども安全見守り	77	5.39%	4.84%
22.危険箇所把握	61	4.27%	3.43%
23.子育て支援	37	2.59%	3.03%
24.障がい者支援	23	1.61%	1.61%
25.高齢者支援	61	4.27%	5.99%
26.人権問題	8	0.56%	0.44%
27.美化・清掃	65	4.55%	4.24%
28.自然環境保全	38	2.66%	2.76%
29.道路新設・拡幅	71	4.97%	3.50%
30.公園新設・整備	46	3.22%	3.43%
31.登山道整備	35	2.45%	1.48%
32.ゴミ見回り	35	2.45%	2.02%
33.郷土歴史顕彰	15	1.05%	1.41%
34.伝統文化保存顕彰	22	1.54%	1.61%
35.活動発表の場提供	19	1.33%	1.61%
36.学習機会の提供	7	0.49%	1.82%
37.小中学校連携	26	1.82%	0.94%
38.子ども会連絡会設立	9	0.63%	0.54%
39.健康づくり	43	3.01%	2.69%
40.生涯スポーツ	19	1.33%	1.28%
41.健康スポーツ	27	1.89%	1.88%
42.レクリエーション活動	22	1.54%	1.34%
43.その他	5	0.35%	0.34%



自由欄	回収数	比率	前回比率
0.不明	204	60.53%	未分類
1.どちらかというが良い	42	12.46%	未分類
2.どちらかというが悪い	36	10.68%	未分類
3.その他・どちらでもない	55	16.32%	未分類



13.

桑 原 地 区 まちづくり協議会 規約・施行細則

令和2年5月11日施行

桑原地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、桑原地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務所を松山市桑原2丁目13番16号に置く。

(区域)

第2条 協議会の区域(以下「桑原地区」という。)は、東野1丁目～6丁目、正円寺1丁目～4丁目、樽味1丁目～4丁目、桑原1丁目～7丁目、畑寺1丁目～4丁目、畑寺町、三町1丁目～3丁目、松末1丁目～2丁目、束本1丁目～2丁目とする。

(理念)

第3条 協議会は、「私たちのまちは 私たちの手で創り、守り、育てよう」を合言葉に『安心して暮らせるまちづくり』『明るく楽しいまちづくり』『生きがいのあるまちづくり』を理念としてまちづくりに取り組む。

(目的)

第4条 協議会は、前条の理念のもと、次に掲げる事項を協議するとともに地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の形成及び維持に資することを目的とする。

- (1) まちづくりの総合計画(以下「まちづくり計画」という。)に関すること。
- (2) 組織づくり、運営に関すること。
- (3) 運営のための資金・人材に関すること。
- (4) 行政との連携・協働に関すること。
- (5) 地域交流の活動に関すること。
- (6) 情報の収集・公開、啓発に関すること。
- (7) 防災、防犯に関すること。
- (8) 子どもの安全・非行防止・健全育成に関すること。

- (9) 保健・福祉の増進に関すること。
- (10) 環境整備・美化に関すること。
- (11) 自然とのふれあいに関すること。
- (12) 文化、伝統に関すること。
- (13) スポーツ、レクリエーションに関すること。
- (14) 小学校、中学校の支援に関すること。
- (15) その他目的を達成するため必要なこと。

2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動を行わない。

(会員)

第5条 協議会は、前条の目的に賛同する会員をもって構成する。

2 会員の種別及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 桑原地区に住所を有する個人
- (2) 団体会員 桑原地区に活動拠点をもつ各種団体・組織及び法人(以下「各種団体等」という。)
- (3) 賛助会員 桑原地区外に住所を有する個人又は活動拠点を有する各種団体等

(会費)

第6条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費の額及び納入方法等については、桑原地区まちづくり協議会規約施行細則(以下、「細則」という。)で定める。

3 退会した場合は、納入済みの会費の返戻はしない。

(入会)

第7条 協議会に入会しようとする者は、細則で定めるところにより、所定の事項を記載した入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 各種団体等の構成員は、その団体等からの入会申込書の提出をもって、個人会員又は団体会員の加入申込みがあったものとみなすことができる。

3 会長は、前項の申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(退会等)

第8条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 会員が、会員の資格を失ったとき。
- (2) 会員から退会の申出があったとき。

2 協議会は、会員が第4条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認めるときは、理事会の議決を経て当該会員を除名することができる。

第2章 役員等

(役員の種類別)

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1人
- (4) 事務局長 1人
- (5) 事務局長補佐 若干名
- (6) 行政連携局長 1人
- (7) 専門部長 9人
- (8) 副部長 各専門部2人以内
- (9) 監事 2人
- (10) 理事 47人以内

(役員を選任)

第10条 会長、副会長、会計及び監事は、総会において個人会員の中から選任する。

- 2 行政連携局長は、会長又は副会長が兼務する。
- 3 事務局長、事務局長補佐及び専門部長は、会員の中から会長が指名して委嘱する。
- 4 副部長は、会員の中から専門部長が指名する。
- 5 理事は、団体会員となっている町内会及び自治会から推薦のあった個人会員

を充てる。なお、町内会及び自治会ごとの推薦人数は細則で定める。

6 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(事務員)

第11条 協議会に事務員を置くことができる。

2 事務員は、役員会の承認を経て、会長が任命する。

(役員等の職務)

第12条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、協議会の経理に関する事務を処理し、財産管理及び出納に必要な書類を保管管理する。
- 4 事務局長は、協議会の運営及び活動に関する事務を処理するとともに、会長と協議の上、会員及び関係機関・団体との連絡調整を行う。
- 5 事務局長補佐は、事務局長が行う諸事務を補佐する。
- 6 行政連携局長は、行政連携局を総括し、協議会と行政との連携・協働に関する事務を処理するとともに、関係機関・団体と行政との連絡調整を行う。
- 7 専門部長は、担当する専門部を総括し、事業の企画・運営を行う。また、専門部の事業を役員会及び理事会に報告するとともに、各種施策を建議する。
- 8 副部長は、専門部長を補佐し、専門部長に事故があるとき又は専門部長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 9 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 会計処理の監査
 - (2) 業務運営の執行状況の監査
 - (3) 前2号に伴い不正の事実を発見した場合の総会への報告
 - (4) 前号の報告をするため必要であると認めた場合の臨時総会の招集請求
- 10 理事は、各町の住民の意向を踏まえ、協議会の運営及び活動について意見を述べる。
- 11 事務員は、事務局長の指示のもと、協議会の庶務を行う。

(役員等の報酬)

第13条 役員等の報酬は、細則で定める。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任務及び業務を行うものとする。

第3章 総会

(総会の種別)

第15条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、代議員をもって構成する。

2 次に掲げる者は、代議員の資格を有する。

(1) 監事を除く役員

(2) 個人会員(第7条第2項の規定により、個人会員とみなされる者を除く。)

(3) 団体会員(第7条第2項の規定により、団体会員とみなされる者を除く。)

3 前項各号の代議員数は細則で定める。

(総会の審議事項)

第17条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

(1) まちづくり計画の策定に関する事項

(2) 事業計画及び事業報告に関する事項

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) 会費に関する事項

(5) 役員選任に関する事項

(6) 規約に関する事項

(7) その他会務上必要な事項

(総会の開催)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、毎年度決算終了後2か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 代議員の3分の1以上から請求があったとき。

(3) 第12条第7項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

4 会長は、前項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

5 通常総会の開催が困難な状況が発生した場合は、書面決議をもって承認することができる。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

ただし、議長が選出されるまでの間、事務局長が仮議長を務める。

(総会の定足数)

第20条 総会は、代議員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

2 書面決議をもって総会に変える場合は、代議員の3分の2以上の回答を必要とする。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 書面決議をもって総会の議決に変える場合は、回答数の過半数をもって決する。

(代議員の表決権)

第22条 代議員は、総会において、1人1票の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第23条 止むを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

第4章 理事会

(理事会の構成)

第25条 理事会は、役員をもって構成する。ただし、監事は表決権を有しない。

(理事会の審議事項)

第26条 理事会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 本規約施行についての細則に関する事項
- (4) 会員の除名に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第27条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員 $\frac{3}{10}$ 以上から請求があったとき。

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

4 理事会の開催が困難な状況が発生した場合は、書面決議をもって承認するこ

とができる。ただし、事業及び事業予算等の決議に関する事のみとする。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第29条 理事会は、役員 $\frac{2}{10}$ 以上の出席がなければ開会することができない。

2 書面決議をもって理事会に変える場合は、役員 $\frac{2}{10}$ 以上の回答を必要とする。

(理事会の議決)

第30条 理事会の議事は、出席した役員 $\frac{過半数}{2}$ をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 書面決議をもって理事会の議決に変える場合は、回答数の過半数をもって決する。

(理事会の書面表決等)

第31条 止むを得ない理由のため理事会に出席できない役員は、書面をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第29条の規定適用については、その役員は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員 $\frac{2}{10}$ の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第33条 役員会は、理事を除く役員（以下、本章において、「役員会員」という。）をもって構成する。ただし、監事は表決権を有しない。

(役員会の審議事項)

第34条 役員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第35条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員会員の3分の1以上から請求があったとき。

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第36条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第37条 役員会は、役員会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(役員会の議決)

第38条 役員会の議事は、出席した役員会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の書面表決等)

第39条 止むを得ない理由のため役員会に出席できない役員会員は、書面をもって表決し、又は他の役員会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第37条の規定適用については、その役員会員は出席し

たものとみなす。

(役員会の議事録)

第40条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 行政連携局

(行政連携局)

第41条 協議会に行政連携局を置き、行政との連携・協働に関する事業を関係機関・団体と協力して行う。

2 行政連携局は、会員のうち、行政委嘱員及び行政委嘱員で構成される各種団体等並びに行政連携局長が指名する会員をもって構成する。

第7章 専門部

(専門部の設置)

第42条 協議会に次に掲げる専門部を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 総務企画部 | 組織の運営・管理に関する事業 |
| (2) 活性振興部 | 地域交流に関する事業 |
| (3) 情報発信部 | 広報・啓発に関する事業 |
| (4) 安全安心部 | 地域の安全・安心に関する事業 |
| (5) 保健福祉部 | 地域住民の保健・福祉の増進に関する事業 |
| (6) 環境開発部 | 地域の環境保全に関する事業 |
| (7) 教養文化部 | 地域住民の教養、文化に関する事業 |
| (8) 体育活動部 | スポーツ、レクリエーションに関する事業 |
| (9) 学校支援部 | 小・中学校の支援に関する事業 |

- 2 各部は、専門部長が指名する会員をもって構成する。
- 3 各部に2人以内の副部長を置くことができる。

第8章 運営支援委員会

(運営支援委員会の設置)

第43条 協議会に運営支援委員会を設置することができる。

(運営支援委員会の構成)

第44条 運営支援委員会は、会員で構成する。

(運営支援委員会の開催)

第45条 会長は、協議会の運営及び活動について、広く会員の意見を聞くため必要に応じ、運営支援委員会を開催することができる。

2 会長は、運営支援委員会を開催しようとするときは、広報紙配布等の手段により、事前に会員へ周知しなければならない。

3 会長は、正当な理由なく会員の出席を拒むことはできない。

(運営支援委員会の協議事項)

第46条 運営支援委員会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 桑原地区のまちづくり全般に関する事項

(2) 協議会の運営及び活動に関する事項

(3) その他第4条の目的を達成するため必要な事項

2 会長は、必要に応じ、運営支援委員会の協議の内容を理事会又は役員会に報告するものとする。

3 会長は、運営支援委員会の協議の内容を真摯に受け止め、協議会の運営及び活動に反映するよう努めなければならない。

(運営支援委員会の議長)

第47条 運営支援委員会の議長は、会長が務める。

(運営支援委員会の議事録)

第48条 運営支援委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者数

(3) 開催目的、協議事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

第9章 まちづくり計画・事業計画・予算・会計

(まちづくり計画)

第49条 桑原地区の総合的な将来計画となるまちづくり計画は、会長が役員会及び理事会の審議を経て、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 まちづくり計画は、桑原地区住民の意向を十分に反映したものでなければならない。

3 まちづくり計画は、執行状況や桑原地区を取り巻く社会情勢等の変化に応じ、適宜、見直しを行うものとする。

(事業計画及び予算)

第50条 協議会の事業計画及び予算は、会長が役員会及び理事会の審議を経て、まちづくり計画に基づき、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入、支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 協議会の事業報告及び決算は、会長が役員会及び理事会の審議を経て、その案を作成し、監事の監査を受けたのち、総会の承認を受けなければならない。

(経費)

第52条 協議会の運営に要する経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 財源不足等、不測の事態に備えるため財政調整基金を設置し、財政の健全な運営に努める。

3 前項の基金の運用に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(会計年度)

第53条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備及び公開)

第54条 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 前項の帳簿の閲覧を請求する者があるときは、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

第10章 規約の変更

(規約の変更)

第55条 この規約は、総会において議決を得なければ、変更することはできない。

第11章 雑則

(委任)

第56条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(文書等の保存)

第57条 会長は、協議会が運営上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録等（以下「文書等」という。）を適正に保存しなければならない。

2 次に掲げる文書等の保存期間は5年とする。ただし、他の文書等については、当該文書等を作成又は取得した年度の翌年度末をもって廃棄する。

(1) 総会、理事会、役員会及び運営支援委員会（以下「会議」という。）の議事録

(2) 予算、決算及び出納に関する文書等で、特に重要なもの。

(3) 市の補助金に関する文書等で重要なもの。

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、5年保存の必要があると認められるもの。

3 前項の規定に関わらず、会長が必要と認めた場合は、保存期間を延長することができる。

(情報公開)

第58条 会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため積極的な情報公開に努めなければならない。

2 文書等の閲覧を請求する者があるときは、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

3 傍聴希望者は、細則で定めるところにより、会議を傍聴することができる。
(個人情報保護)

第59条 会長は、協議会の活動を通して得た個人情報の保護に努めるものとする。

附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成22年5月11日から施行する。

附則

この規約は、平成23年5月10日から施行する。

附則

この規約は、平成24年5月16日から施行する。

附則

この規約は、平成27年5月11日から施行する。

附則

この規約は、令和2年5月11日から施行する。

桑原地区まちづくり協議会規約施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、桑原地区まちづくり協議会規約（以下「規約」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この細則において、用語の定義は規約を準用する。

(会費)

第3条 規約第6条に規定する会費は、それぞれ次のとおりとし、算定基礎となる世帯数は、毎年4月1日時点を基準とする。

2 町内会、自治会は、会費の半額（前期分）を毎年6月末日までに、残り半額（後期分）を11月末日までに支払うものとし、前期分納入の際に全額を前納することができる。なお、町内会、自治会以外の会員が、年度途中で入会する場合は、100円に入会月を含む残余の月数を乗じた額を支払うものとする。

会員種別	対象の内訳	会費（年額）
個人会員	規約第7条第2項の規定により個人会員とみなされる者	免除
	上記以外	1,200円
団体会員	規約第7条第2項の規定により団体会員とみなされる者	免除
	町内会、自治会	構成員1世帯あたり、50円
	上記以外	1,200円。ただし、以下に掲げる者は免除とする。 （1）構成員の過半数が、規約第7条第2項の規定により、町内会、自治会の構成員として個人会員とみなされる場合 （2）その他、会長が認めた団体
賛助会員	全員	1,200円

(入会申込)

第4条 規約第7条に規定する入会申込書は、次の様式とする。

(第1号様式. 個人会員及び個人賛助会員用)

入会申込書	
桑原地区まちづくり協議会会長 ○○ 様	
桑原地区まちづくり協議会規約第7条に基づき、同協議会への入会を申し込みます。	
平成 年 月 日	
申込者住所・電話番号	
申込者氏名	
⑩	

(第2号様式. 団体会員及び団体賛助会員用)

入会申込書	
桑原地区まちづくり協議会会長 ○○ 様	
桑原地区まちづくり協議会規約第7条に基づき、関係書類を添付の上、同協議会への入会を申し込みます。	
平成 年 月 日	
申込団体住所・電話番号	
申込団体名	
加入世帯数	世帯 (町内会、自治会のみ記入)
代表者氏名	
⑩	
(添付書類)	
1. 団体等規約	
2. 役員名簿	
3. その他会長が必要と認めた書類 (指示があった場合のみ。)	

(理事の人数)

第5条 規約第10条に規定する理事の推薦人数は、次のとおりとする。ただし、連合会等を置く町内会、自治会については、連合会等の総加入世帯をもって、規定の人数を推薦することができる。

町内会・自治会の加入世帯数	人 数
500世帯以下	1人
501世帯以上1,000世帯以下	1人以上3人以内
1,001世帯以上1,500世帯以下	1人以上5人以内
1,501世帯以上	1人以上7人以内

2 連合会等を置く町内会、自治会については、連合会等として1名の理事を推薦することができる。

(役員等の報酬)

第6条 規約第13条に規定する役員等の報酬は、次のとおりとする。ただし、役員等を兼務する場合の報酬は、多額の方を充てる。また、理事を除く役員については、就任期間が1年に満たない場合、報酬の12分の1に就任月数を乗じた額とし、100円未満を切り捨てる。

役員	金額
会長	40,000円(年額)
副会長	10,000円(年額)
会計	20,000円(年額)
事務局長	30,000円(年額)
事務局長補佐	10,000円(年額)
行政連携局長	10,000円(年額)
専門部長	10,000円(年額)
副部長	5,000円(年額)
監事	5,000円(年額)
理事	1,000円(理事会出席1回につき)

2 事務員の報酬は、時給840円とする。

(代議員数)

第7条 規約第16条に規定する代議員数は、次のとおりとする。

資格	人数等
規約第16条第2項第1号	全員
規約第16条第2項第2号	個人会員の人数が、20名に満たない場合は1名を、20名以上の場合は、10名につき1名を互選により、選任するものとする。
規約第16条第2項第3号	各種団体等につき各1名

(傍聴)

第8条 規約第57条に規定する傍聴については、次のとおりとする。

- この条項において傍聴人とは、会長から傍聴を許可された会議構成者以外の者をいう。
- 傍聴希望者は、会議開会までに、会長に対して傍聴を申し出なければならない。申し出を受けた会長は、会議開始までに傍聴の可否を判断し、傍聴希望者にその結果を口頭で通知する。
- 傍聴人は、会議を傍聴する間、会長の指示に従わなければならない。
- 会長は、傍聴人が会議の進行を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす行為を行ったとき、あるいはそのおそれがあると認めたとき、傍聴人に退場を命じることができる。

附則

本細則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項に規定する報酬は、理事会が支払い時期を決定するまでの間、無報酬とする。

附則

この規約は、平成22年5月11日から施行する。

附則

この規約は、平成23年5月10日から施行する。

附則

この規約は、平成24年5月16日から施行する。

附則

この規約は、平成25年9月25日から施行する。第6条第1項に規定する報酬は、理事会において支払いを決定した。

附則

この規約は、平成30年3月27日から施行する。第6条第2項に規定する報酬は、理事会において支払いを決定した。

附則

この規約は、令和3年3月24日から施行する。第6条第1項に規定する報酬は、理事会において支払いを決定した。